

# R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管

通し番号	図面番号	図 面 名	通し番号	図面番号	図 面 名	通し番号	図面番号	図 面 名
01	—	表紙・図面目録	16	P-10	衛生設備 2階平面図(西)〈既設〉	31	P-25	衛生設備 渡り廊下(1)便所縦管系統図〈既設・改修後〉
02	共-01	営繕工事共通仕様書(1)	17	P-11	衛生設備 2階平面図(西)〈改修後〉	32	P-26	衛生設備 渡り廊下(1)1階便所平詳細図〈既設・改修後〉
03	共-02	営繕工事共通仕様書(2)	18	P-12	衛生設備 2階平面図(東)〈既設〉	33	P-27	衛生設備 渡り廊下(1)2階便所平詳細図〈既設・改修後〉
04	共-03	営繕工事共通仕様書(3)	19	P-13	衛生設備 2階平面図(東)〈改修後〉	34	P-28	衛生設備 1階平面詳細図〈既設・改修後〉
05	機特-01	機械設備工事特記仕様書(1)	20	P-14	衛生設備 3階平面図〈既設〉	35	P-29	衛生設備 2階平面詳細図1〈既設・改修後〉
06	機特-02	機械設備工事特記仕様書(2)	21	P-15	衛生設備 3階平面図〈改修後〉	36	P-30	衛生設備 2階平面詳細図2〈既設・改修後〉
07	P-01	附近見取図、配置図	22	P-16	衛生設備 4階平面図〈既設〉	37	P-31	衛生設備 廊下手洗い(西)、(東)平面詳細図〈既設・改修後〉
08	P-02	衛生設備 機器表	23	P-17	衛生設備 4階平面図〈改修後〉	38	P-32	衛生設備 参考図
09	P-03	衛生器具表	24	P-18	衛生設備 5階平面図〈既設〉			
10	P-04	消火設備 系統図〈既設〉	25	P-19	衛生設備 5階平面図〈改修後〉			
11	P-05	消火設備 系統図〈改修後〉	26	P-20	衛生設備 管理棟便所縦管系統図〈既設・改修後〉			
12	P-06	衛生設備 1階平面図(西)〈既設〉	27	P-21	衛生設備 1階便所平面詳細図〈既設・改修後〉			
13	P-07	衛生設備 1階平面図(西)〈改修後〉	28	P-22	衛生設備 2階便所平面詳細図〈既設・改修後〉			
14	P-08	衛生設備 1階平面図(東)〈既設〉	29	P-23	衛生設備 3、4階便所平面詳細図〈既設・改修後〉			
15	P-09	衛生設備 1階平面図(東)〈改修後〉	30	P-24	衛生設備 5階便所平面詳細図〈既設・改修後〉			

課 長	副 課 長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当



章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項														
一般共通事項		<p>(3)表示、掲示は次のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。</li> <li>「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。</li> <li>作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。</li> <li>喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。</li> </ul> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備器材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備器材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1)受注者は、工事的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2)「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>(a)徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b)(a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p>																				
	13. 材料・製品等			14. 化学物質を発散する建築材料等			16. 建設機械等															
					<p>(3)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4)受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5)県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定制法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1)受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2)受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>(1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>(2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営業課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>		<p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければならない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。</p> <p>また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。</p> <p>(1)区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2)当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。</p> <p>ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初請負対象金額（設計金額）3千円未満の工事</li> <li>原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</li> <li>・当初請負対象金額（設計金額）3千円以上の工事</li> <li>原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</li> </ul> <p>受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。</p> <p>快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千円以上5千円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千円未満	—	1回	3千円以上5千円未満	—	2回	5千円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																				
3千円未満	—	1回																				
3千円以上5千円未満	—	2回																				
5千円以上1億円未満	1回	2回																				
1億円以上	2回	3回																				
				15. 施工			17. 遠隔臨場の試行															
							18. 工事看板等															
							19. 仮設トイレ															
							20. 設計変更箇所確認															
							21. 工事検査及び技術検査															

	<p>工事名</p> <p style="text-align: center;">徳島県県土整備部営繕課 R6営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管</p>	<p>図面番号</p> <p style="text-align: center;">共-02</p>	 <p>株式会社 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT &amp; TEAM28 ASSOCIATES</p> <p style="font-size: small;">一級建築士 第152422号 廣山仁志</p>
	<p>図面名</p> <p style="text-align: center;">営繕工事共通仕様書（2）</p>	<p>縮尺</p> <p style="text-align: center;">NO SCALE</p>	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項							
一章	一般共通事項	<p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類  ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする）  ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ2部）  ・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部）  ・保全に関する資料</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ		<p>(4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>			
区 分	サ イ ズ														
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ														
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ														
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ														
	23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>													
	24. 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。  ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事  ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他  ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。  ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>													
	25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>													
	26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったときには、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。）</p> <p>(2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p>													
			徳島県県土整備部営繕課	工事名 R6営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管	図面番号 共-03										
				図面名 営繕工事共通仕様書（3）	縮尺 NO SCALE				<small>一級建築士 第 152422 号 廣山仁志</small>						

### III. 機械設備工事特記仕様書

#### 1 章 一般共通事項

##### 1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工費用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。  
官公署その他への届出手続等は（標仕<1>1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。  
・ 自家用電気工作物の保安規程（○ 本工事にし定める ・ 既存施設の保安規程を適用（改修・増築等））  
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務（ ・ 本工事 ○ 別途 ）
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

##### 2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業
左官	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
建具	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
塗装	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業
内装	施工	・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
内装	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	<span>○</span> 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

##### 3. 施工条件

施工条件は次による。

- 施設の使用に影響のある騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工出来ない。又、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は作業の中止を行なう場合がある。
- 工事工程については事前に学校・監督員との調整の上決定する。
- 工事車両等の配置及び経路は、日・時により制限があるので事前に打合せを行うものとする。
- 工事着工前に設備配管等を十分に調査し支障のある場合は関係者に連絡をして適切な処理をすること。
- 本工事に支障ある植栽の移植について施設管理者及び現地監督員と打合せの上決定する事。
- 階段廻りの改修工事は、長期休暇期間に行うものとする。
- その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- 工事については、8時30分から17時までの間で行うこと。
- 正面通路は通学路であるため、「通学時間帯等」の間は工事車両は通行しないものとする。

##### 4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

(1) 産業廃棄物の処理						
産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。						
種 類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地	運搬距離(km)	処分費(税抜,円)	単位
コンクリート(無筋)	(有)久保衛生(中間処分)		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	9.4	6,000	m3
コンクリート(有筋)	(有)久保衛生(中間処分)		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	9.4	6,000	m3
アスファルト	共同企業体西田アスコン(西田建設㈱・西建設㈱)		美馬市美馬町上野48-1 美馬市美馬町上野48-2,49-2	20.3	1,700	t
金属	株式会社 中倉商店(処分)		吉野川市川島町川島469-1 阿波市吉野町柿原字原30-1	52.7	0	t
ガラス	(有)久保衛生		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	9.4	10,000	m3
廃プラスチック	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2	8.6	16,000	m3
汚泥	阿波パラス(株)	○	吉野川市鴨島町鴨島151-1 吉野川市山川町堤外141-11	44.8	13,000	t

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃処分業者」という。）」であることを示す。

- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

- (2) 建設発生土の処理
- 構外に搬出し適切に処理 ※土壌検査を本工事で（○ 行う（1箇所） ・ 行わない） ・ 構内敷きならし
  - 構内の指示場所（図示）に集積
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。  
[最終処分場の指定] ※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。  
・ 処分場名：(株)らくーだ ・ 所在地：三好市池田町佐野西沼谷789番地ほか5筆  
・ 処分単価（税抜）：2,400 円/m3 ・ 運搬距離：13.5 kmを見込んでいる。

##### 5. 養生等

- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	生活用水
注 意 事 項	改修工事に伴い断水が必要となる場合は、その影響範囲を調査し、学校運営に支障がある部分については、仮設給水等の措置を施すこと。

##### 6. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー（簡易貫流ボイラー含む）、鑄鉄製ボイラー（鑄鉄製簡易ボイラー含む） 鋼製小型ボイラー（小型貫流ボイラー含む）、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
冷凍機	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニット含む）、吸収冷温水機 吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット（カセット形含む） コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット（定風量・変風量）
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁榭ふた

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

##### 7. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

##### 8. 総合試運調整

- (1) 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1, 2.2を参考にする。）
- 風量調整 ○ 水量調整 ・ 室内外空気の温度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定
  - 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ○ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

### 2 章 共通工事・関連工事

##### 1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- (1) 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- 設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
  - 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
  - 施設の種類、地域係数
・ 施設の種類（○ 特定の施設 ・ 一般の施設） ・ 地域係数（ ・ 1.0 ○ 0.9 ）
  - 重要機器
・ 給水機器（ ） ・ 排水機器（ ） ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
・ 防災設備 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・

設計用標準水平震度	特定の施設				一般の施設	
	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
		防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽 類	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
		機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
1階及び地下階	水 槽 類	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
		機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
		水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- (2) 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

##### 2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。

- （ ）
・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・ 試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したのとする。

##### 3. 非破壊検査

- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- (2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

		●工事名	●図面番号	
	徳島県県土整備部営繕課	R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管	機特-01	
		●図面名	●縮尺	
		機械設備工事特記仕様書（1）	Non	



一級建築士 第 152422 号 廣山 仁志

4. 仮設工事

- (1) 工所用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
  - ・既存電力利用（ できる ・できない）、電力料金（ 有償 ・無償）
  - ・既存用水利用（ できる ・できない）、用水料金（ 有償 ・無償）
- (2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
  - ・同用地は、（ ・ 図示の場所に  用意していないので業者にて ）設けること。
- (3) 足場その他
  - 足場及び作業構台の類を（  本工事で設置する ・ 関連工事が設置するものを無償で使用できる ）。
  - 外部足場（図示の通り）
    - ※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標仕<2>2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
    - ・内部足場（図示の通り）

5. 配管工事

- (1) 配管材料については、次表による。

用 途	名 称	番 号	備 考
給 水	<input type="radio"/> 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
排水・通気	<input type="radio"/> 硬質ポリ塩化ビニル管 <input type="radio"/> 排水・通気用耐火二層管	JIS K 6741	VP
給 湯	<input type="radio"/> 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
消 火 （地中埋設）	<input type="radio"/> 配管用炭素鋼鋼管(白) <input type="radio"/> 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	JIS G 3452 WSP 041	SGP SGP-VS
ガ ス	<input type="radio"/> 配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP

- (注) 表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。
- (2) 図面に記載なき伸縮管継手は、（  ベローズ形 ・ スリーブ形 ）とする。
  - (3) 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3）
  - (4) 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
  - (5) 地中配管は次による。（標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図 [機材2]）
    - ・排水管 標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシュヤランを遣り方にならぬ敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
    - ・排水管以外 管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示（表示テープ及び埋設標）を行う。
  - (6) 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕<2>2.9.1）

6. 保温・塗装工事

- (1) 保温工事
  - ・建物内エア抜き管の保温（エア抜き弁以降の配管は除く）は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
  - ・空調調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標仕<2>3.1.5の排水管の項による。
  - ・給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
  - ・消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
  - ・給水管配管でポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- (2) 塗装工事
  - ・次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。（  ダクトスペース、パイプシャフト内 ・ ）
  - ・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（  一般居室、廊下等  屋外 ）
  - ・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
  - ・硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

7. その他共通事項

- (1) 支持金物等
  - ・屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- (2) 用途等の表示
  - ・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。（標仕 <1>1.7.4）
  - なお、屋外及び水気のある場所（弁室内等を含む）での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- (3) 制御配線、計装配線等
  - ・使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 衛生器具設備

1. 小便器用節水装置

- 図面に特記なき場合は、洗浄水量が4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。
  - 形式  小便器一体型 ・ 小便器分離型
  - 方式  個別感知の電源種別（  AC電源 ・ ）

2. 自動水栓

- 電源種別（  AC電源 ・ 自己発電  乾電池 ）

3. 大便器

- 大便器の洗浄水量は6.5L/回以下とする。

4. 施工

- (1) 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。（標仕<5>2.1.1）
- (2) 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。（監理指針<5>2.1.1）
- (3) 衛生器具と排水管の接続は、標準図 [施工65] 大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領 による。

4章 給水設備

1. 配管材料等

- (1) ビニル管の接合方法は（  接着接合 ・ ゴム輪接合（直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする） ）とする。
- (2) 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
- (3) 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

2. 弁類

- (1) 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分はJIS-10Kとする。

5章 給湯設備

1. 配管材料等

- (1) 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造者の標準品とする。

6章 消火設備

1. 弁類

- (1) 消火栓開閉弁は（  10K ・ 16K ）とする。

2. 保温工事

- (1) 消火配管の保温は次による。（屋外露出は、保温種別：E2・(ハ)・VIIによる。）
  - ・屋内消火栓  施工しない  施工する

7章 ガス設備

1. 試験

- (1) 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い、試験成績書を提出する。

凡 例

記 号	名 称	記 号	名 称
	給水管(上水)		給水栓(水・湯)
	揚水管		混合水栓
	汚水管		シャワー金具
	雑排水管		洗 浄 弁
	通気管		水栓柱・給水栓
	ガス管(LPG)		弁 類
	消火管(屋内消火栓)		逆 止 弁
	新設配管		排水金物
	撤去配管		床上掃除口
	現状維持・存置配管		間接排水口
	配管切断または接続箇所		配管貫通口はつり補修箇所
	既設配管プラグ(キャップ)止め		

徳島県土木整備部営繕課

●工事名 R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事

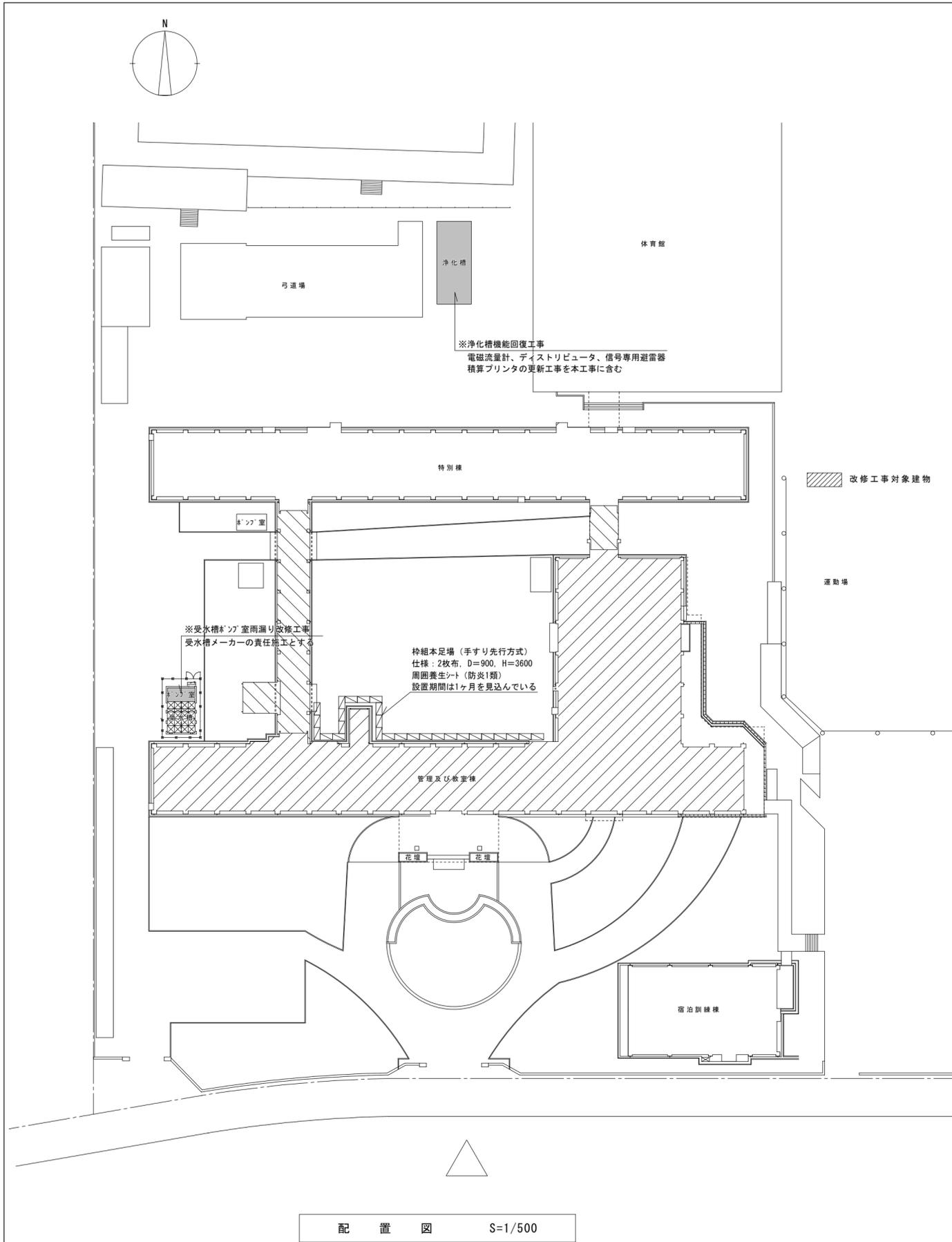
●図面番号 機特-02

●図面名 機械設備工事特記仕様書(2)

●縮尺 Non

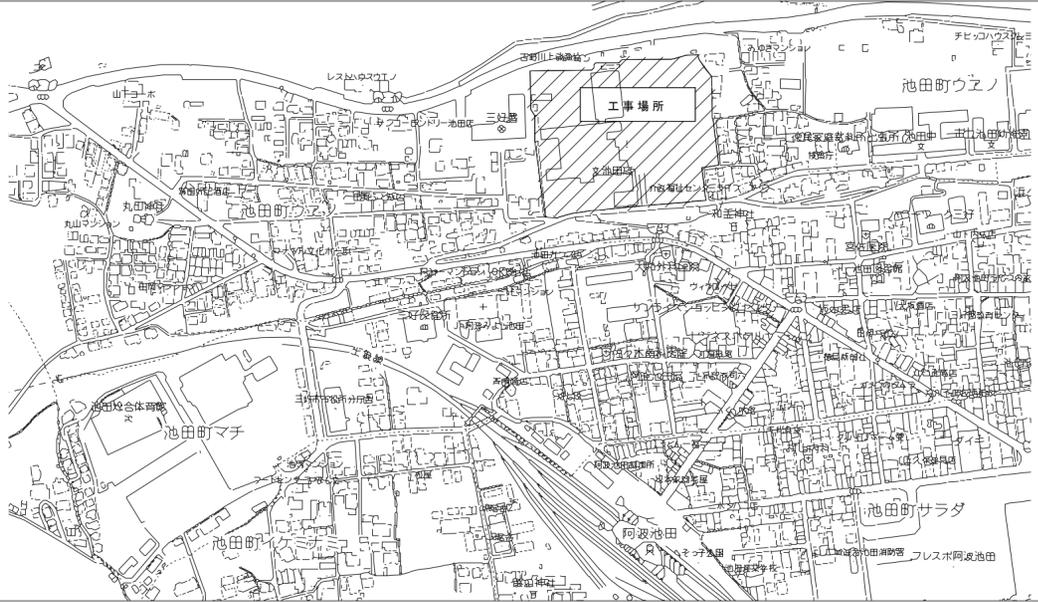


一級建築士 第 152422 号 廣山仁志



配置図 S=1/500

附近見取図

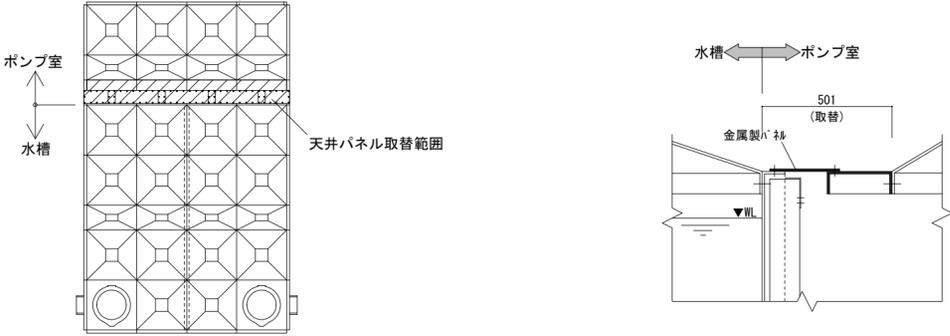


支障物件の確認

- ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。
- ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴開けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。また穴開け墨だし位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じ電線管等位置含む）を行い監督員の確認を受け施工すること。

ポンプ室雨漏り改修工事参考図

・ポンプ室と水槽の接合部天井パネルを更新し、防水処理を行う。



徳島県土整備部営繕課

- 工事名 R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事
- 図面名 附近見取図、配置図

- 図面番号 P-01
- 縮尺 1/500

株式会社 平島弘之 + TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

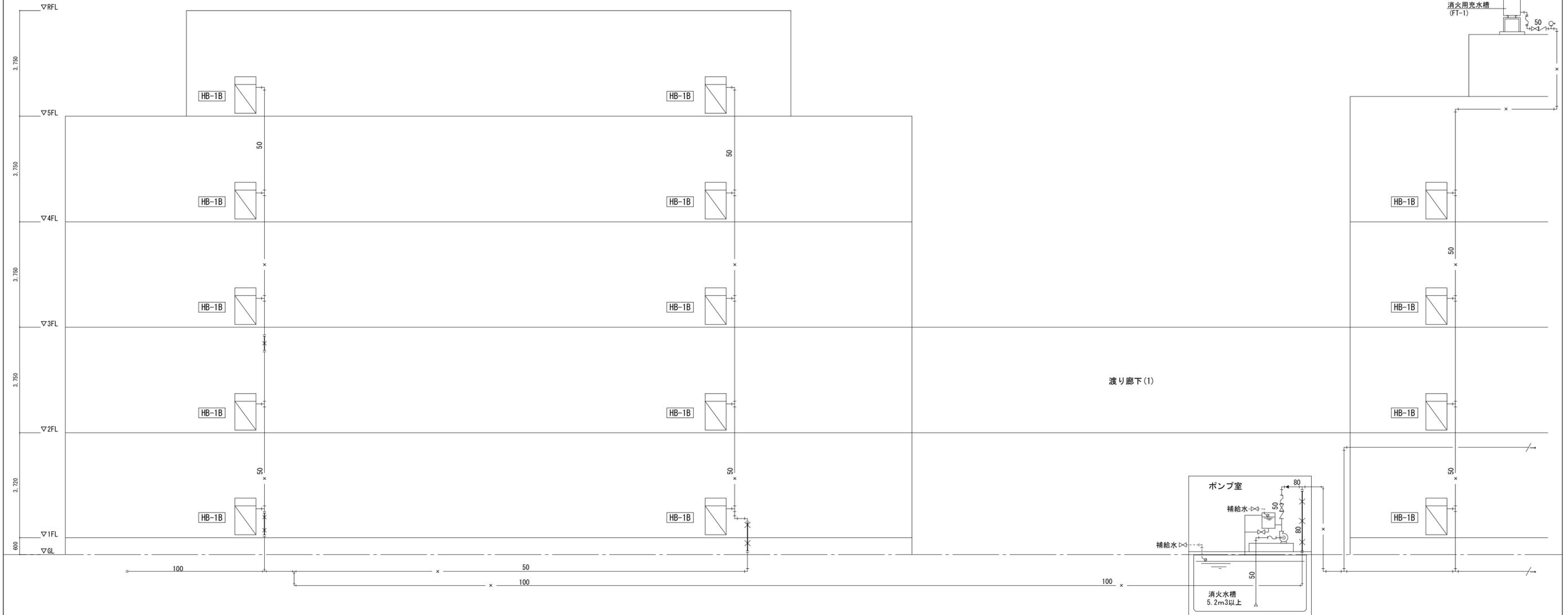
一級建築士 第 152422 号 廣山仁志





管理棟(本工事建物)

特別棟(工事範囲外)

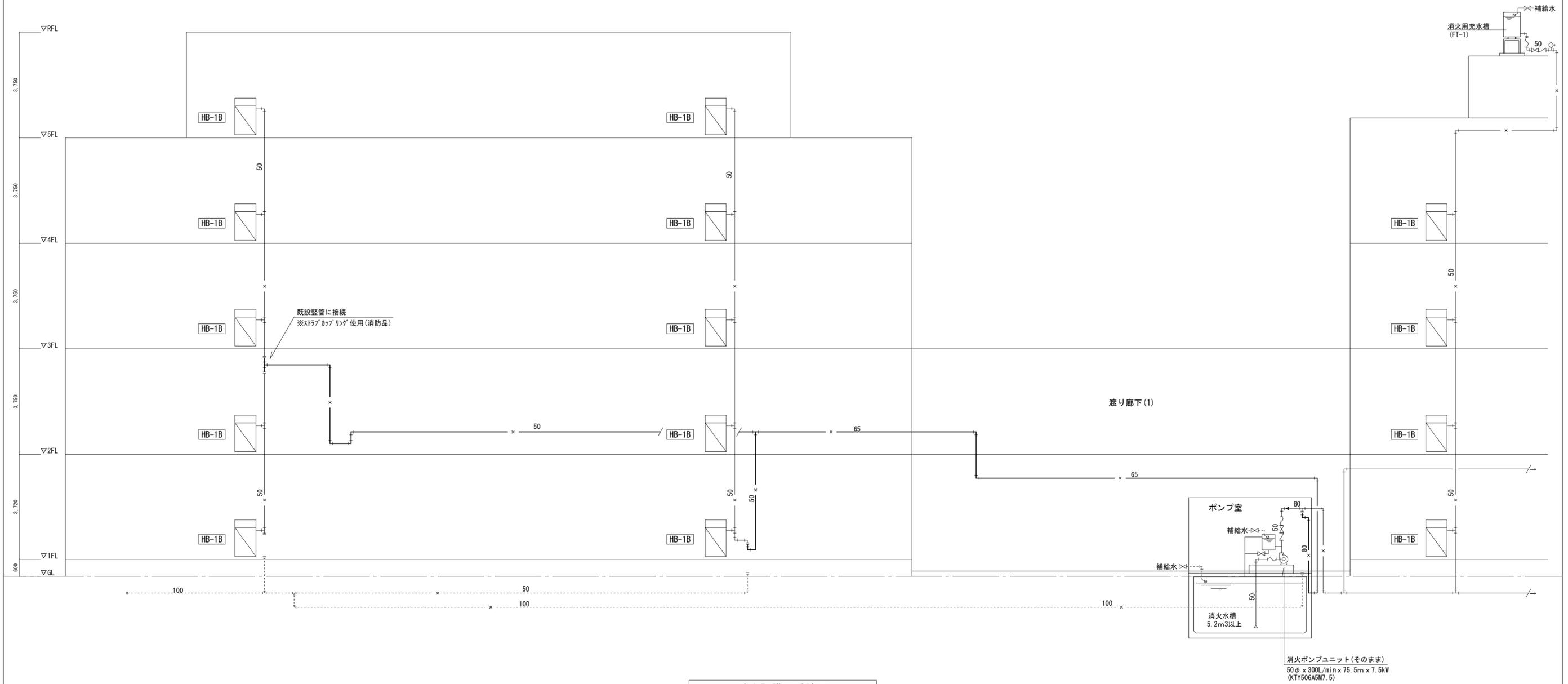


消火設備 系統図  
<既設>

<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管</p>	<p>●図面番号 P-04</p>	<p>株式会社 平島弘之 + TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT &amp; TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 廣山仁志</p>
	<p>●図面名 消火設備 系統図 (既設)</p>	<p>●縮尺 Non</p>	

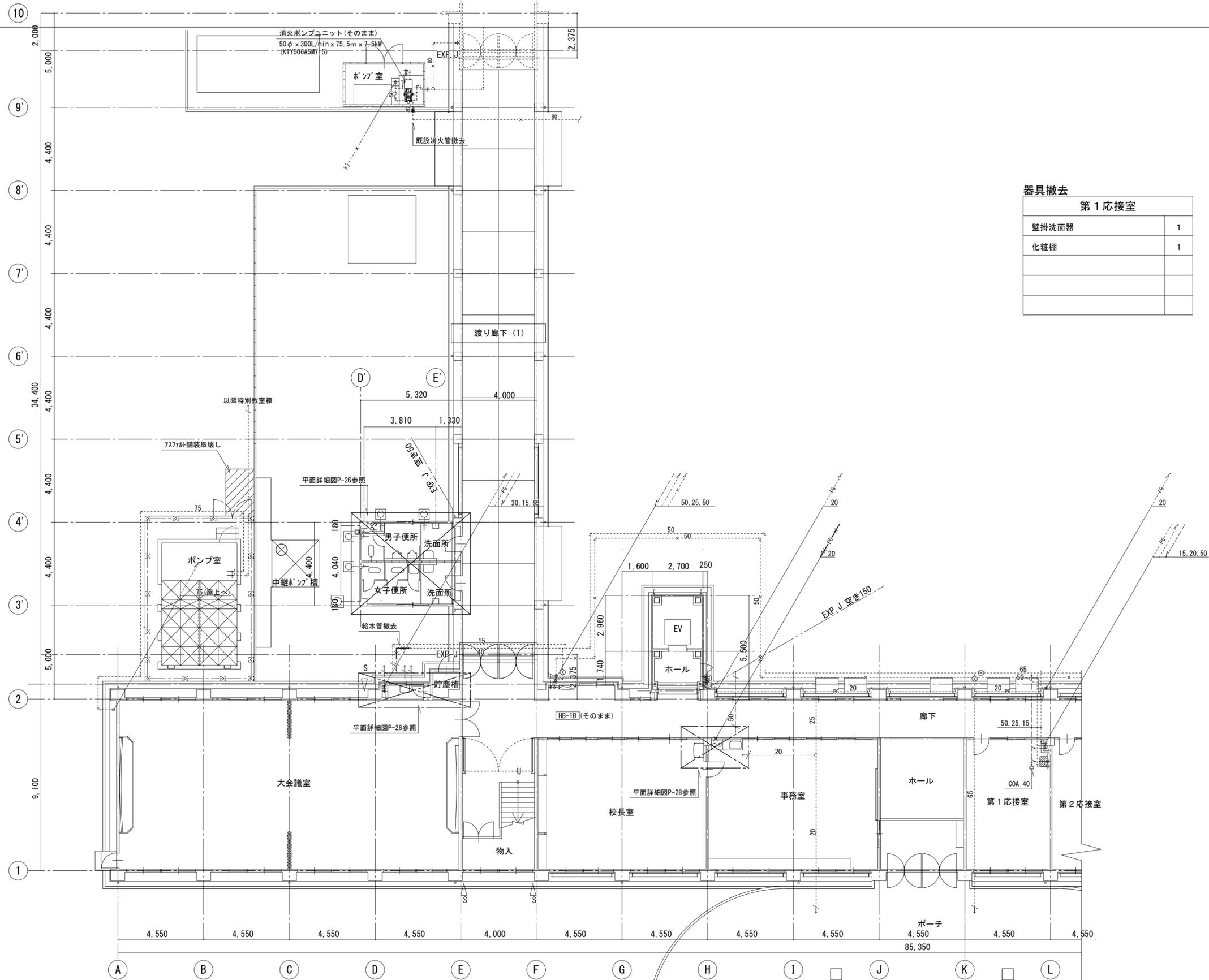
管理棟(本工事建物)

特別棟(工事範囲外)



消火設備 系統図  
<改修後>

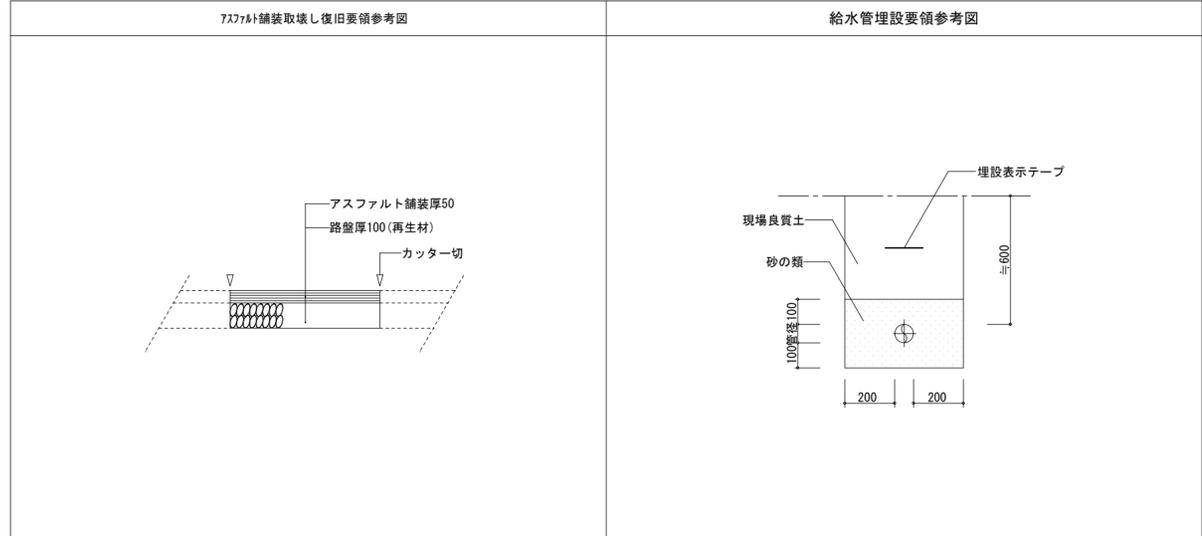
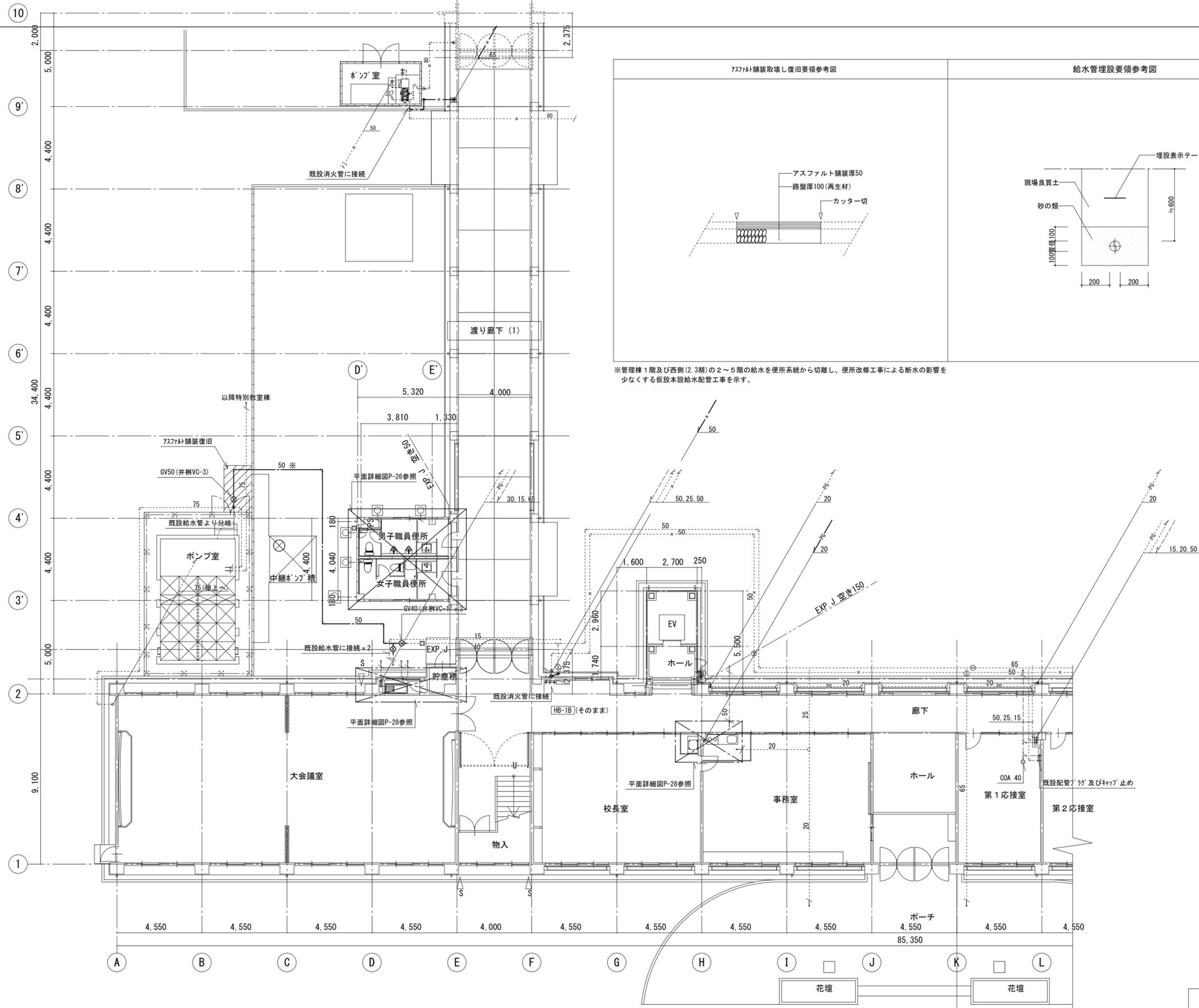
<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管</p>	<p>●図面番号 P-05</p>	<p>株式会社 平島弘之 + TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT &amp; TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 廣山仁志</p>
	<p>●図面名 消火設備 系統図(改修後)</p>	<p>●縮尺 Non</p>	



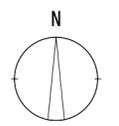
器具撤去

第1 応接室	
壁掛洗面器	1
化粧棚	1

1階平面図(西)



※管理棟1階及び西側(2,3期)の2~5階の給水を便所系統から切離し、便所改修工事による断水の影響を少なくする仮設本設給水配管工事を示す。

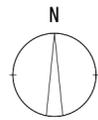


1階平面図(西)

昭和50年建設(3期)      昭和49年建設(2期)

徳島県土整備部管轄課	●工事名	●図面番号
	R6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管	P-07
	●図面名	●縮尺
	衛生設備 1階平面図(西) (改修後)	1/150

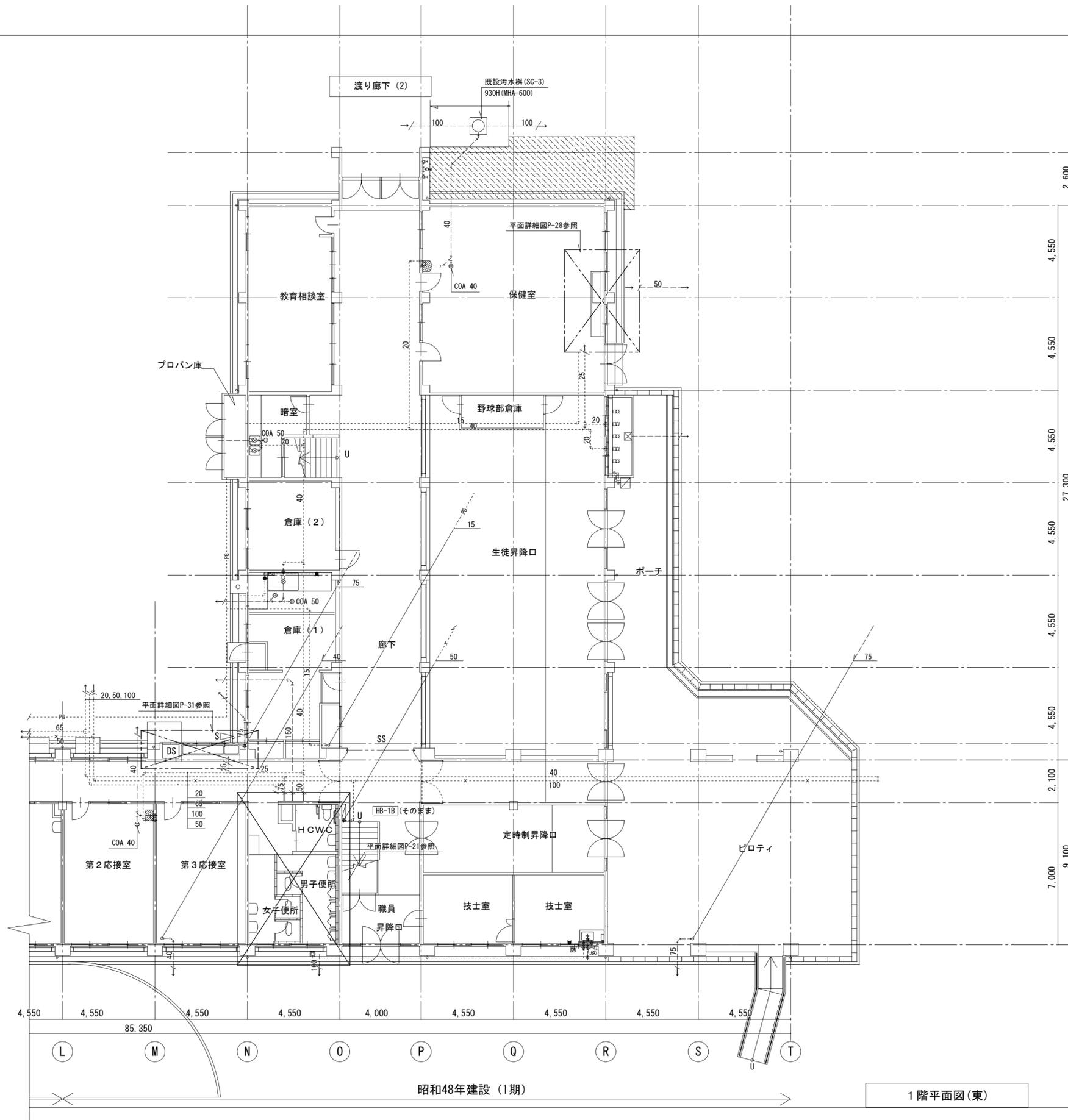
株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES  
一級建築士 第152422号 廣山仁志



器具撤去

第2応接室	
壁掛洗面器	1
化粧棚	1

保健室	
壁掛洗面器	1
化粧棚	1



昭和48年建設 (1期)

1階平面図 (東)

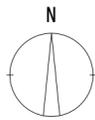
徳島県土整備部営繕課

- 工事名 R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管
- 図面名 衛生設備 1階平面図 (東) (既設)

- 図面番号 P-08
- 縮尺 1/150

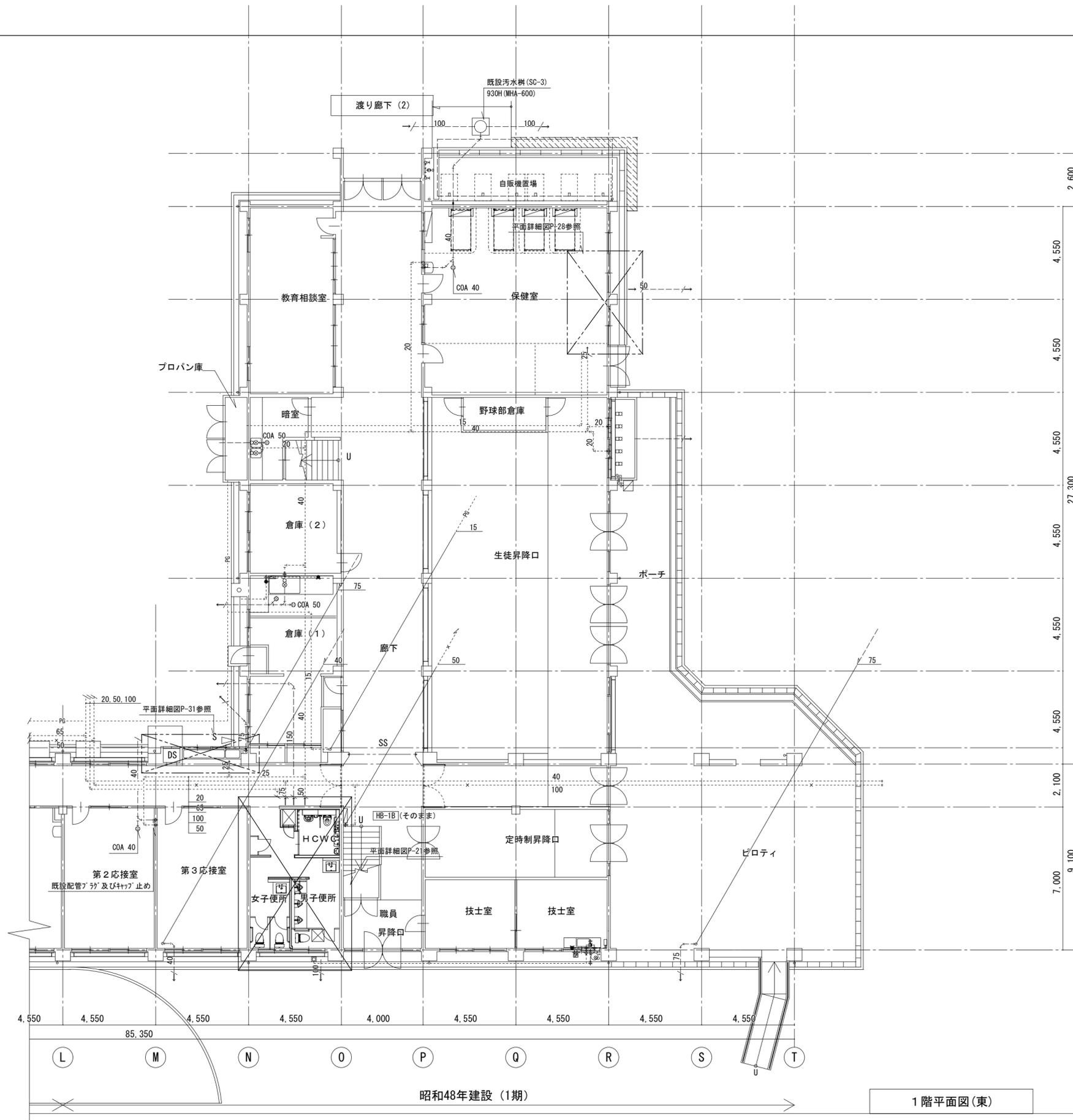


一級建築士 第15242号 廣山仁志



器具新設

保健室	
壁掛洗面器	1



昭和48年建設 (1期)

1階平面図 (東)

徳島県土整備部管轄課

●工事名  
R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管

●図面番号  
P-09

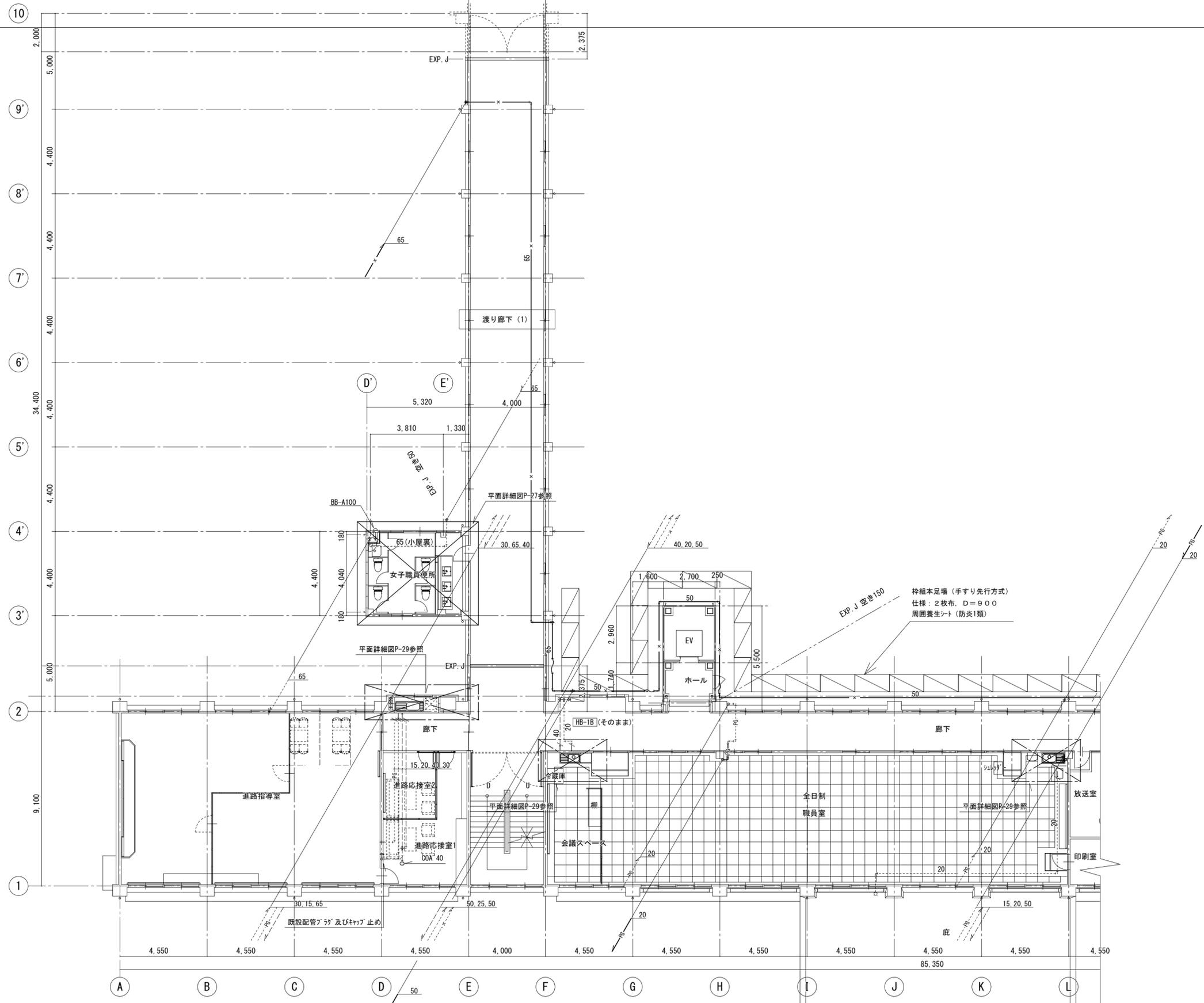
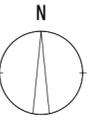
●図面名  
衛生設備 1階平面図 (東) (改修後)

●縮尺  
1/150

株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第152422号 廣山仁志





2階平面図(西)

昭和50年建設(3期)

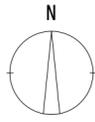
昭和49年建設(2期)

徳島県土整備部管轄課
衛生設備 2階平面図(西)(改修後)

●工事名	R6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管
●図面名	衛生設備 2階平面図(西)(改修後)

●図面番号	P-11
●縮尺	1/150

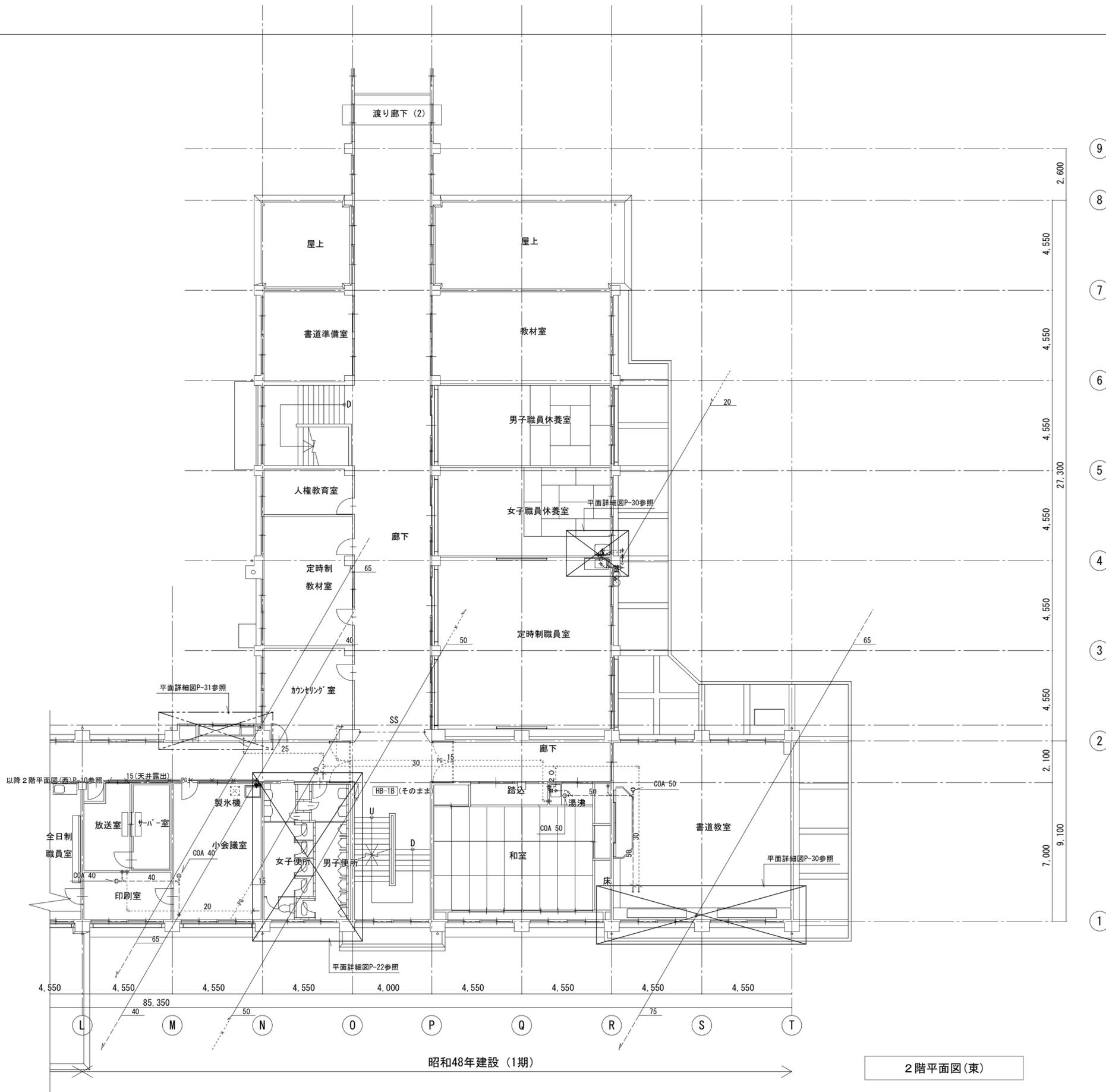
株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES  
一級建築士 第152422号 廣山仁志



器具撤去

小会議室	
ガス栓	1

湯沸(和室)	
横水栓13A	1



徳島県土整備部管轄課

●工事名  
R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管

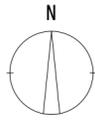
●図面名  
衛生設備 2階平面図(東) (既設)

●図面番号  
P-12

●縮尺  
1/150



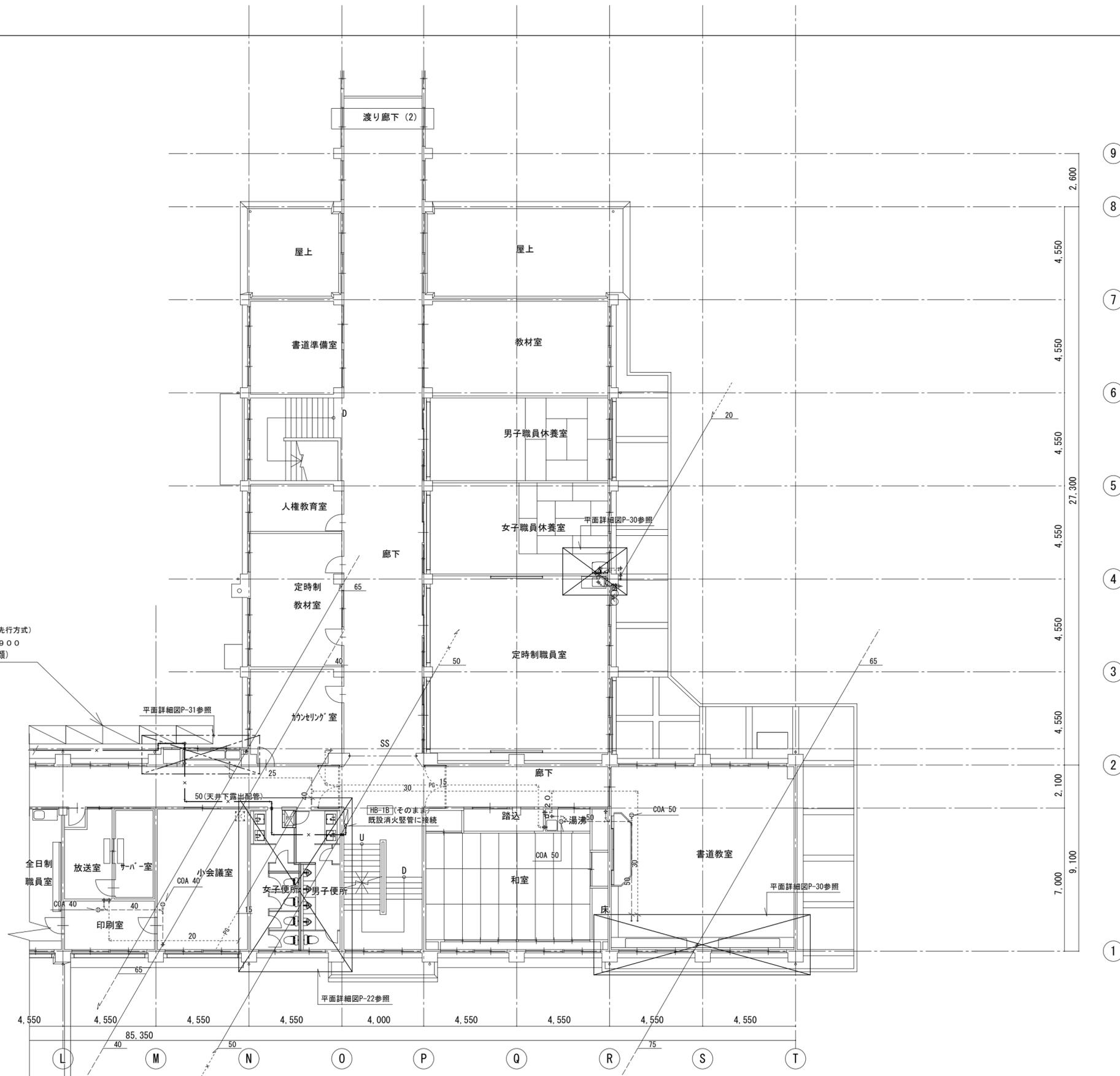
一級建築士 第 152422 号 廣山仁志



器具新設

湯沸(和室)	
横水栓13A	1

枠組本足場 (手すり先行方式)  
仕様: 2枚布, D=900  
周囲養生シート (防災1類)



昭和48年建設 (1期)

2階平面図(東)

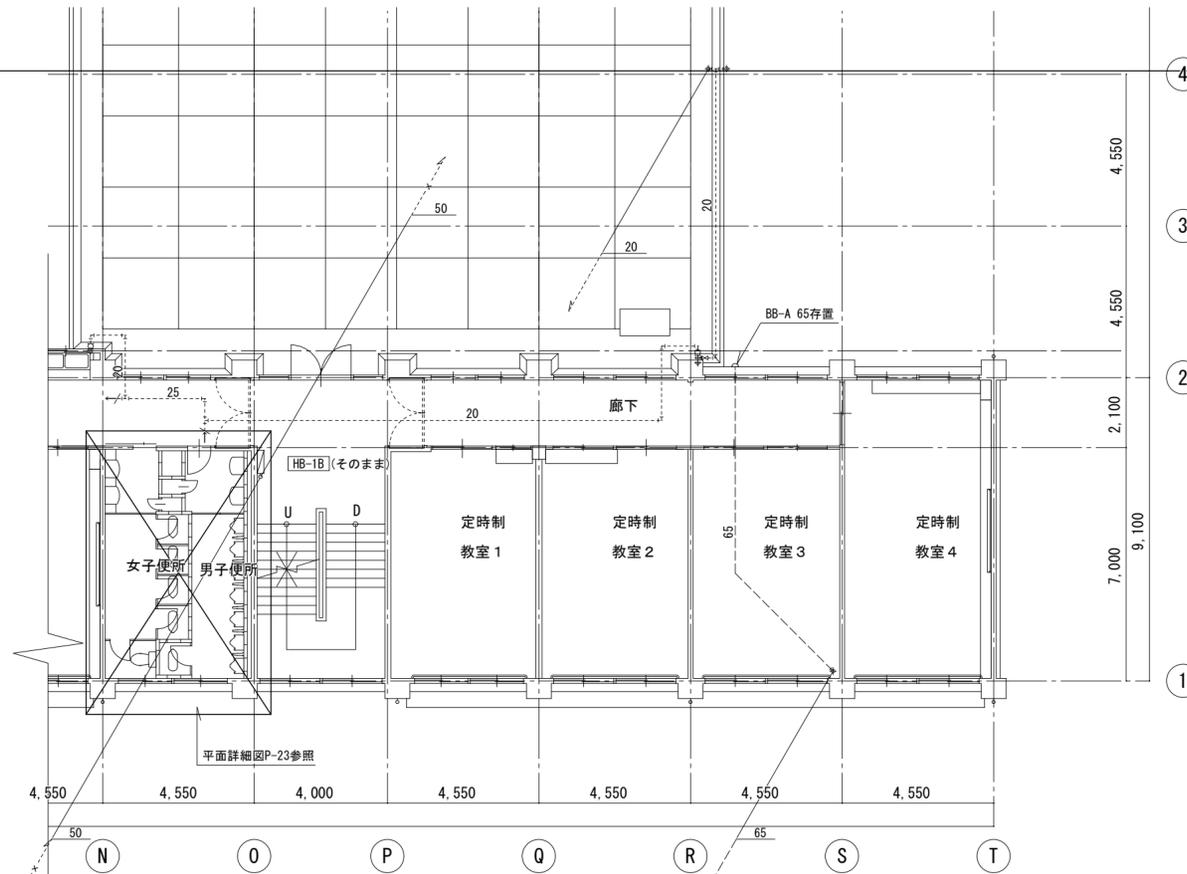
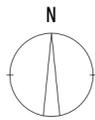
徳島県土整備部管轄課

●工事名  
R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管  
●図面名  
衛生設備 2階平面図(東) (改修後)

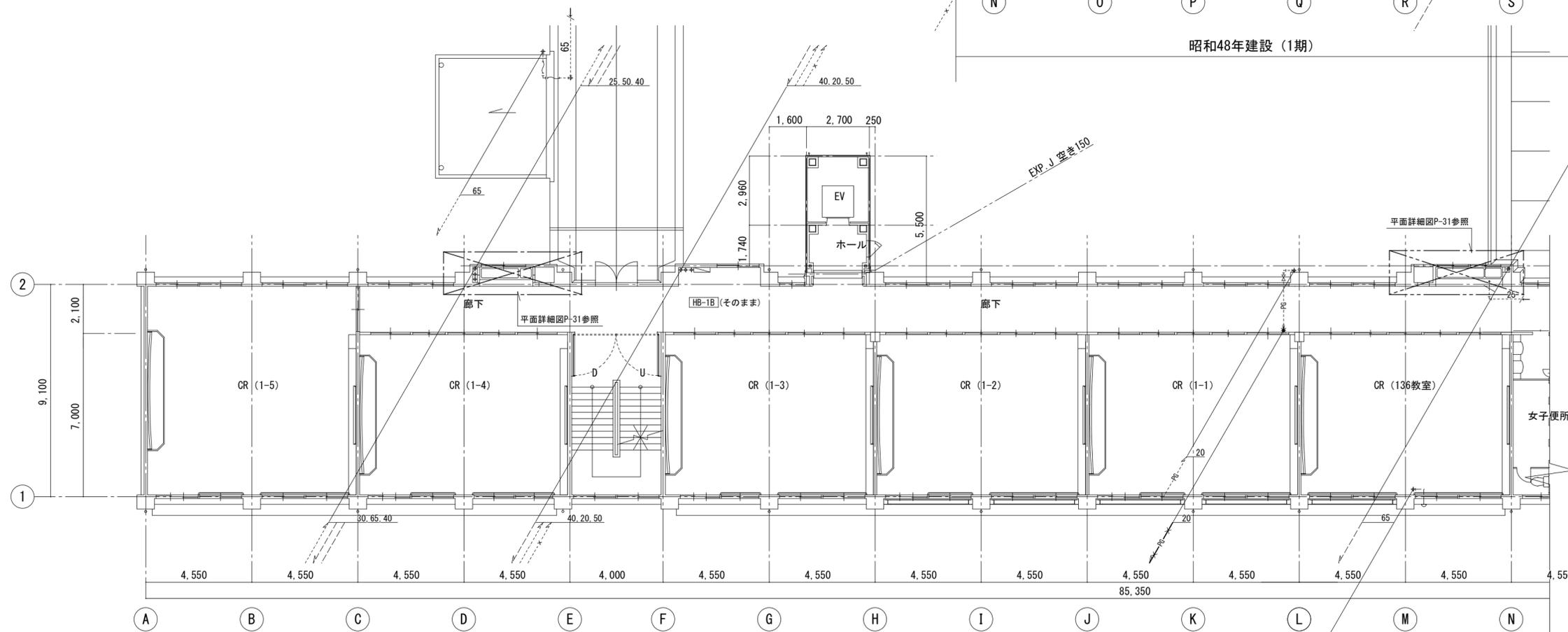
●図面番号  
P-13  
●縮尺  
1/150



一級建築士 第15242号 廣山仁志



昭和48年建設 (1期)

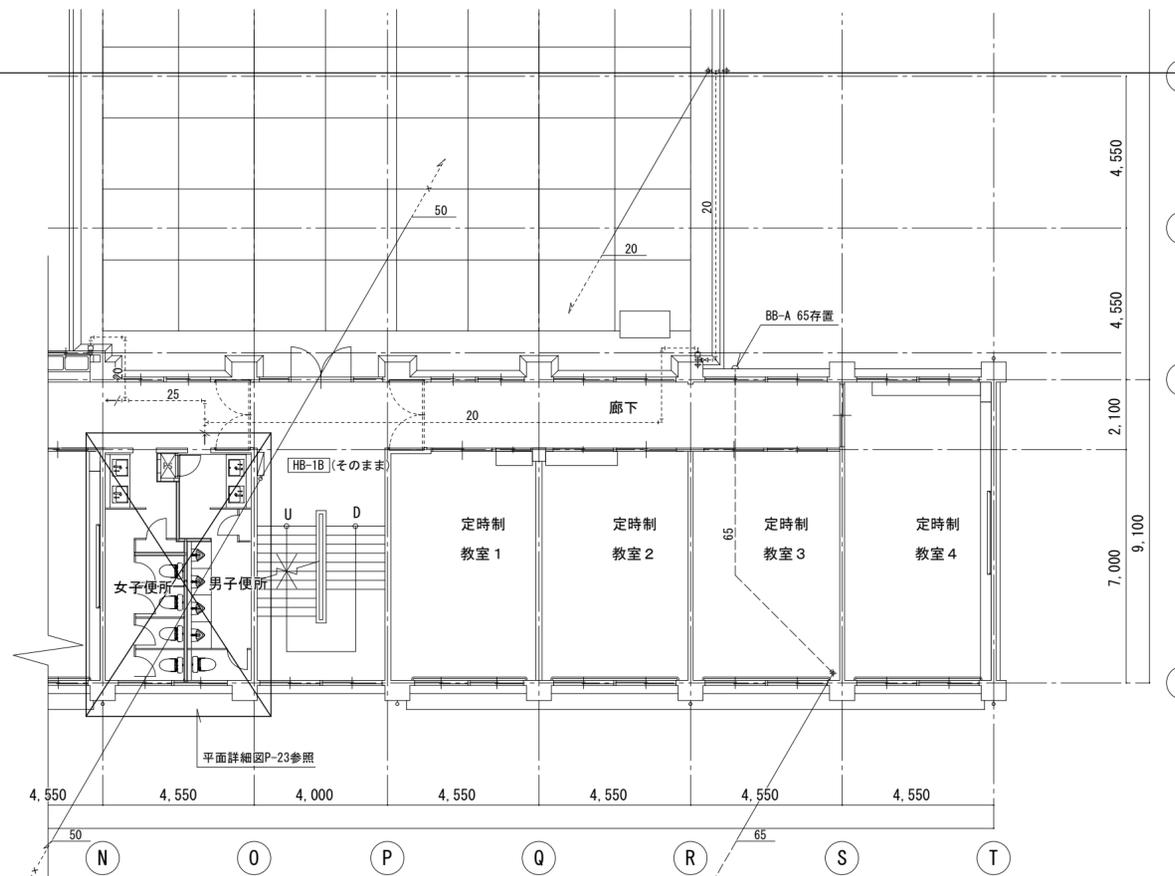
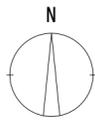


昭和50年建設 (3期)

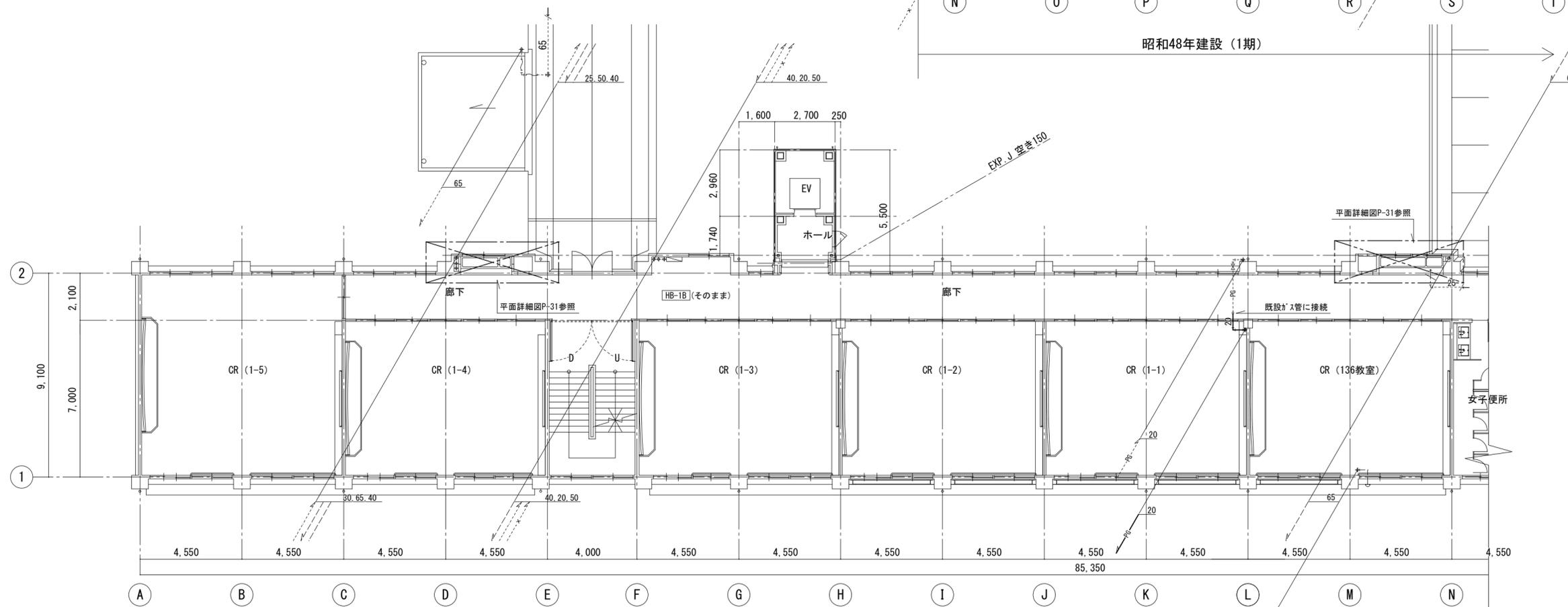
昭和49年建設 (2期)

3階平面図

	●工事名	R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事	●図面番号	P-14
	●図面名	衛生設備 3階平面図 (既設)	●縮尺	1/150
	徳島県土整備部営繕課			



昭和48年建設 (1期)



昭和50年建設 (3期)

昭和49年建設 (2期)

3階平面図

徳島県土整備部営繕課

●工事名  
R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管

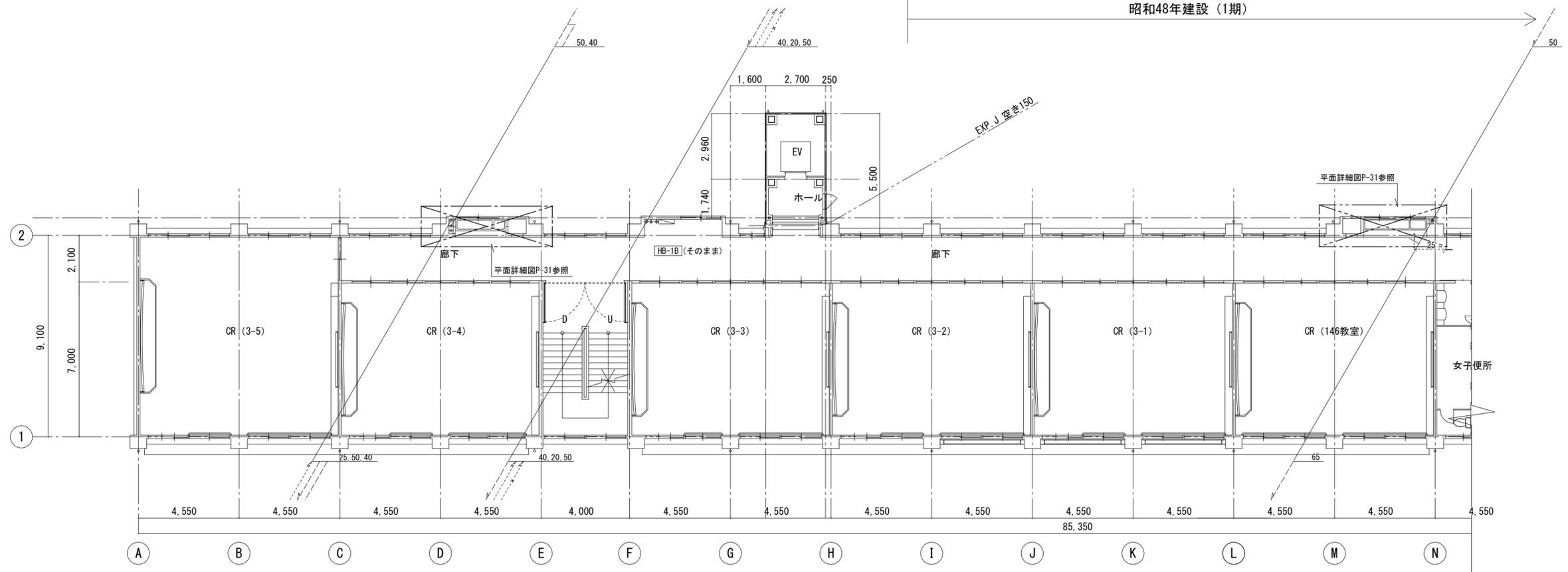
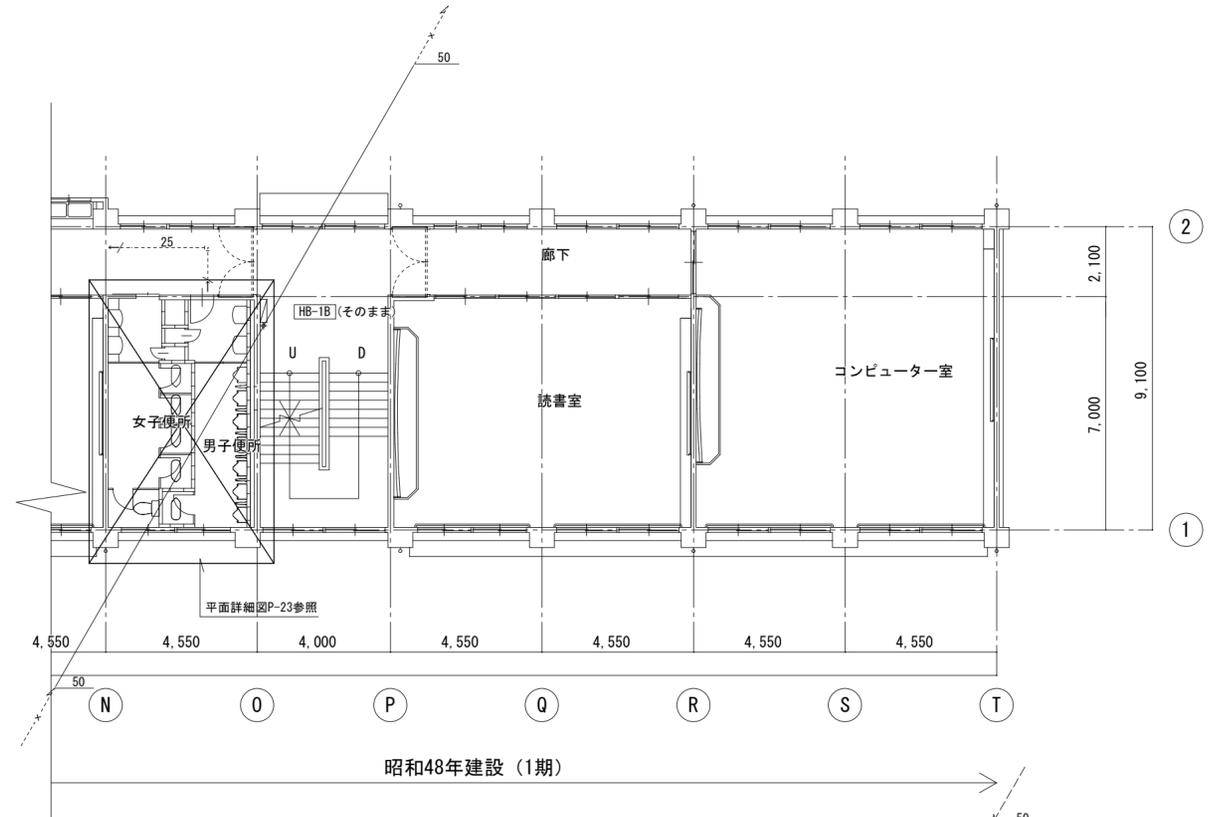
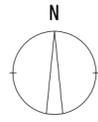
●図面番号  
P-15

●図面名  
衛生設備 3階平面図 (改修後)

●縮尺  
1/150

株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第 152422 号 廣山仁志

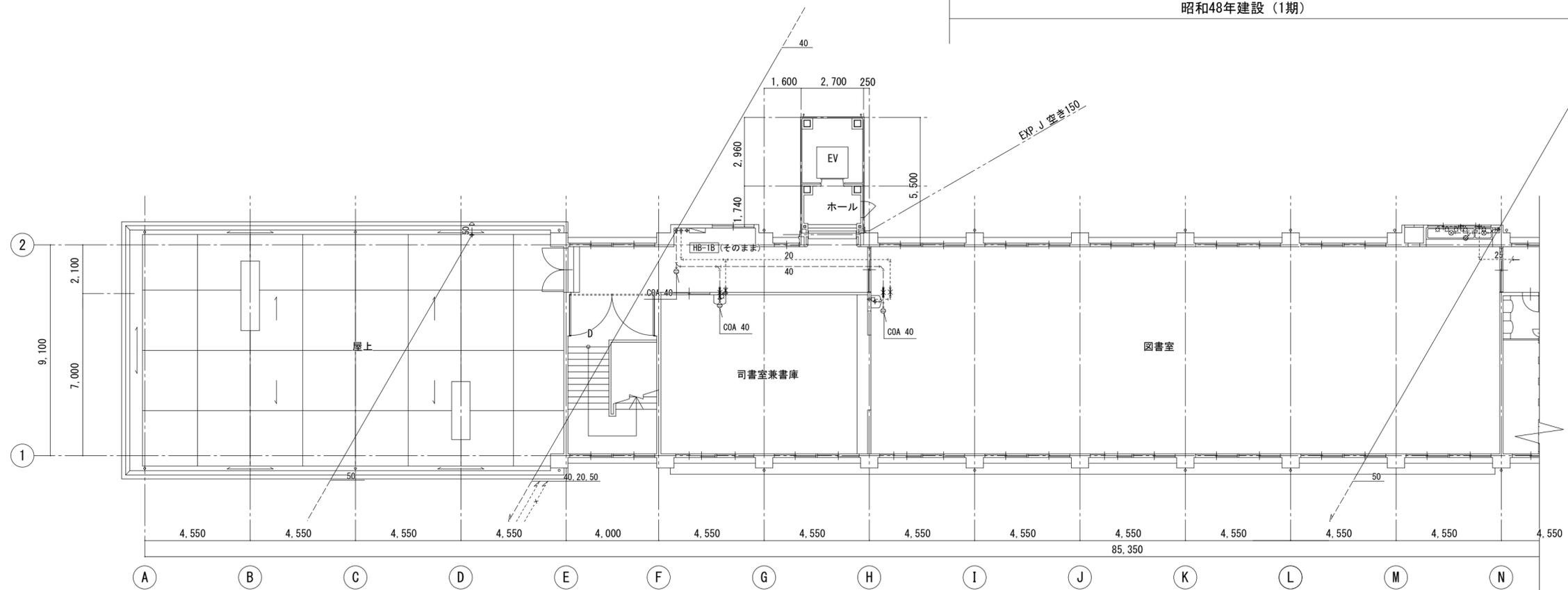
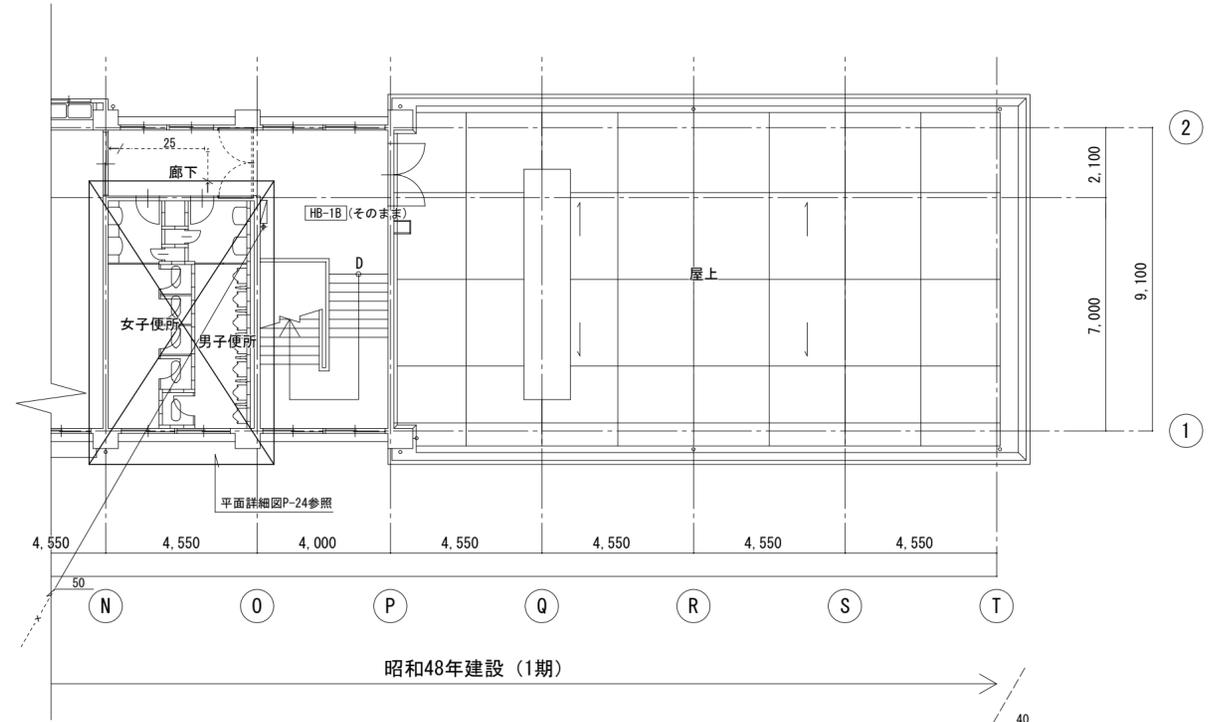
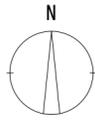


4階平面図

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管	●図面番号 P-16
	●図面名 衛生設備 4階平面図(既設)	●縮尺 1/150



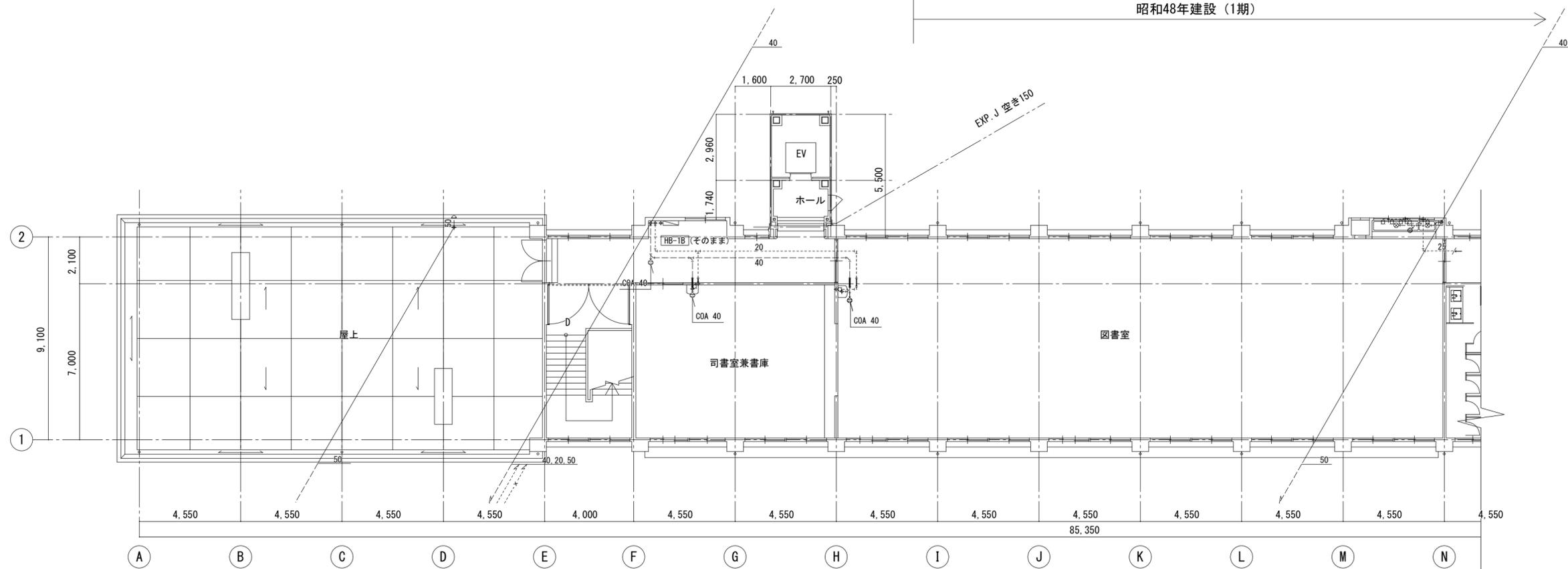
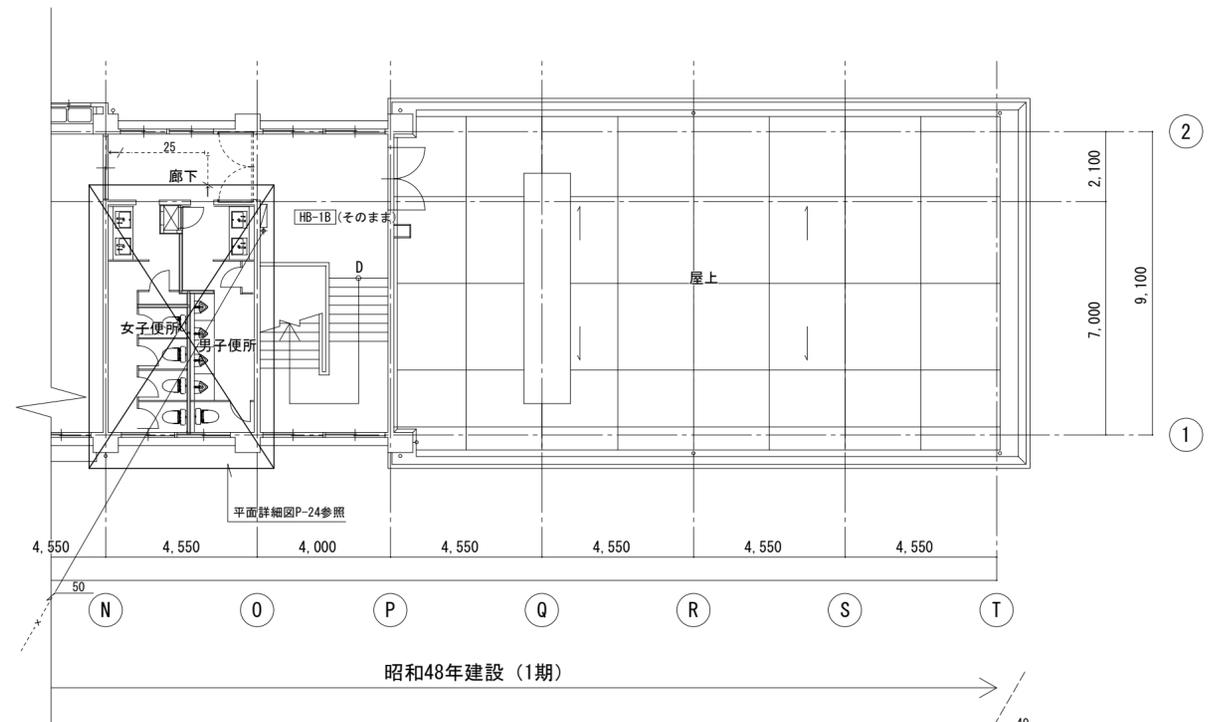
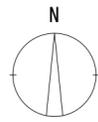




5階平面図

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管	●図面番号 P-18
	●図面名 衛生設備 5階平面図 (既設)	●縮尺 1/150

株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES  
一級建築士 第152422号 廣山仁志



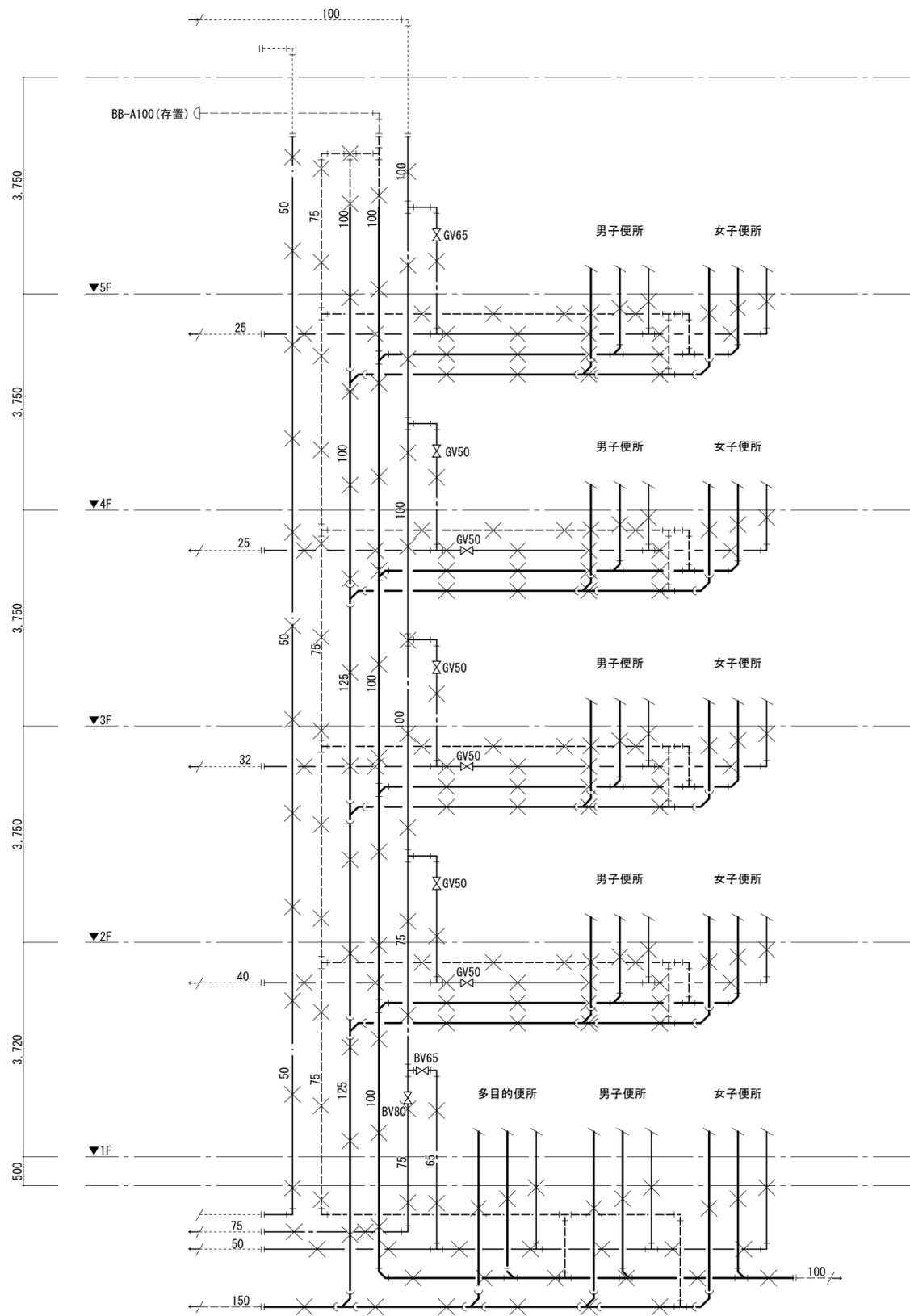
昭和50年建設 (3期)

昭和49年建設 (2期)

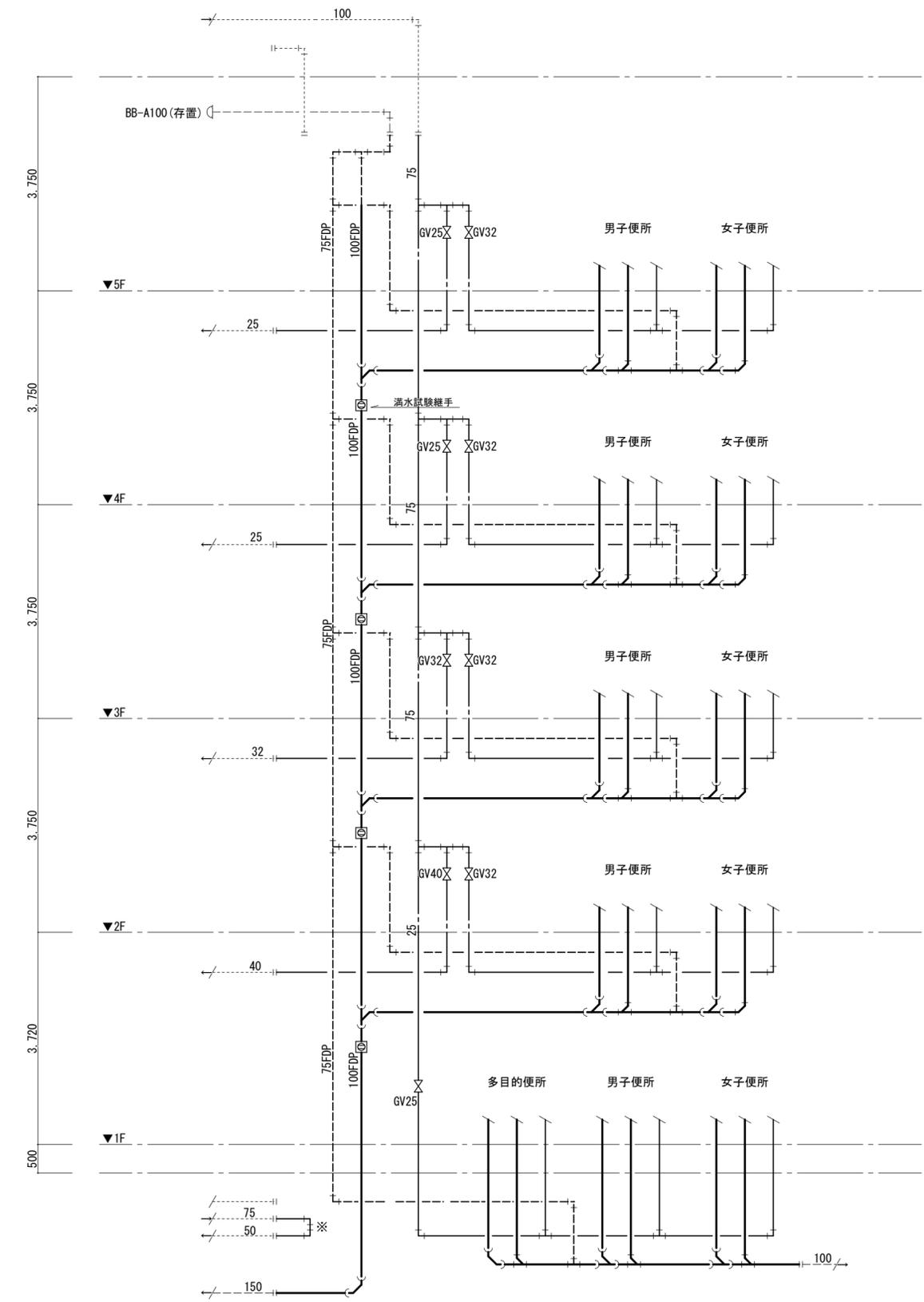
5階平面図

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事	●図面番号	P-19
	●図面名	衛生設備 5階平面図 (改修後)	●縮尺	1/150

株式会社 平島弘之 + TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES  
一級建築士 第15242号 廣山仁志



管理棟便所配管系統図  
 <既設>



管理棟便所配管系統図  
 <改修後>

※ 管理棟1階保健室の給水を便所系統から切離し便所工事の断水の影響を受けないように先行配管施工とする

徳島県土整備部営繕課	● 工事名	● 図面番号	株式会社 平島弘之+TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第152422号 廣山仁志
	● 図面名	P-20	
	衛生設備 管理棟便所配管系統図(既設・改修後)	● 縮尺 Non	

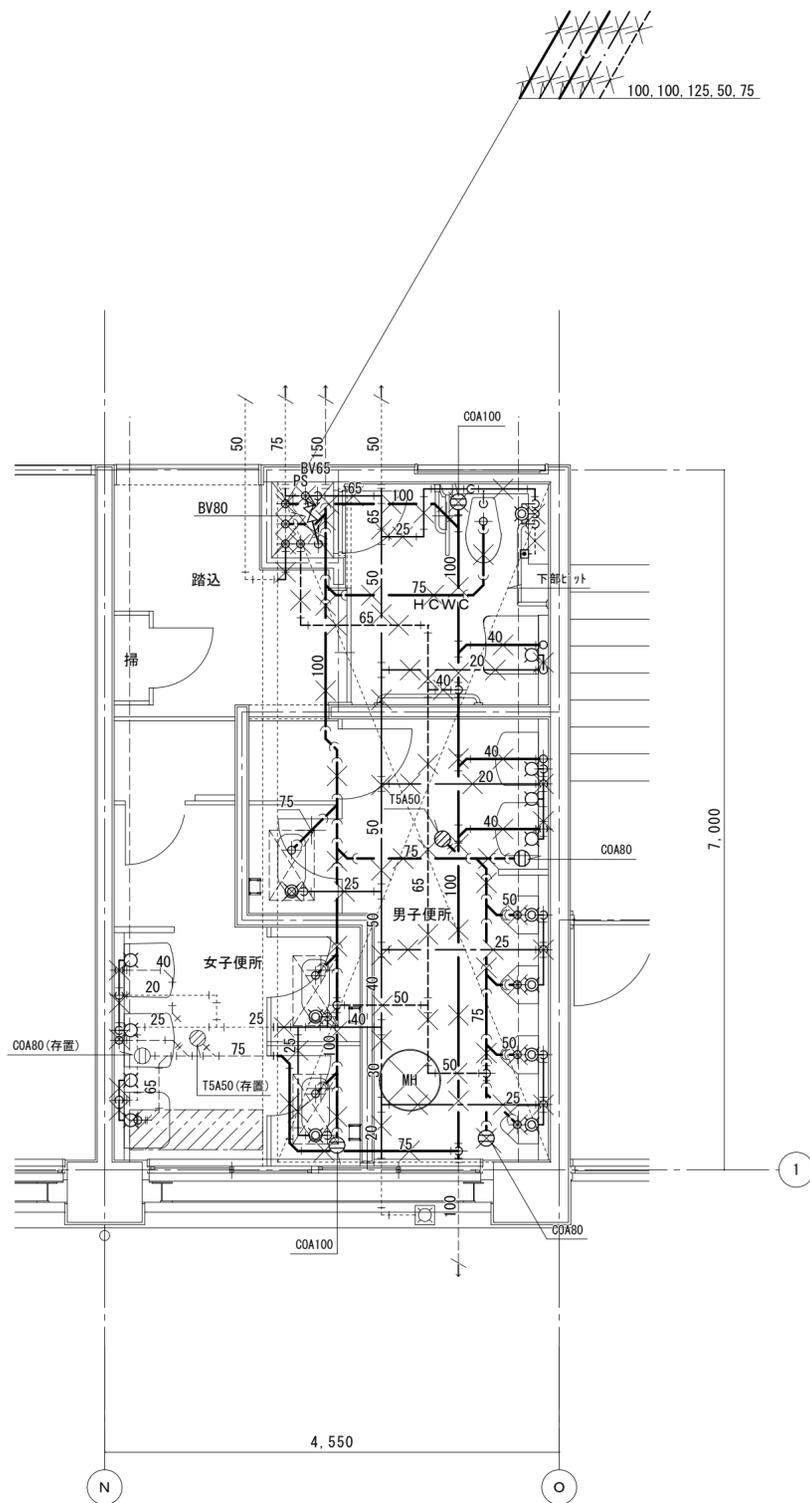
器具撤去

男子便所		
和風大便器用洗浄弁, 紙巻器	1	
ストール小便器 (洗浄弁)	4	
壁掛洗面器	2	
横水栓13A	1	
床排水金物 T5A 50	1	
床上掃除口 COA 80	2	

女子便所		
和風大便器用洗浄弁, 紙巻器	2	
壁掛洗面器	2	
掃除流し	1	
横水栓13A	1	
床上掃除口 COA100	1	

HCWC		
車いす用大便器 (リコン洗浄弁), 紙巻器	1	
壁掛洗面器	1	
床上掃除口 COA100	1	

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと  
 ※洗面カウンター及び洗面器、化粧鏡撤去は建築工事とする  
 ※手すり撤去は建築工事とする  
 ※和風大便器撤去及び開口穴補修は建築工事とする  
 ※配管撤去後不要となる穴等は補修のこと



1階男女便所平面詳細図 1/50  
 <既設>

器具表

男子便所	
洋風大便器 (1)	1
自動洗浄小便器	3
洗面カウンター (洗面器 1連)	(1)
化粧鏡	(1)

女子便所	
洋風大便器 (1)	2
洗面カウンター (洗面器 1連)	(1)
化粧鏡	(1)
床上掃除口 COA100	1

HCWC	
多機能トイレバック	1
温水洗浄式暖房便座	1
化粧鏡	1
ベビーチェア	(1)
床上掃除口 COA100	1

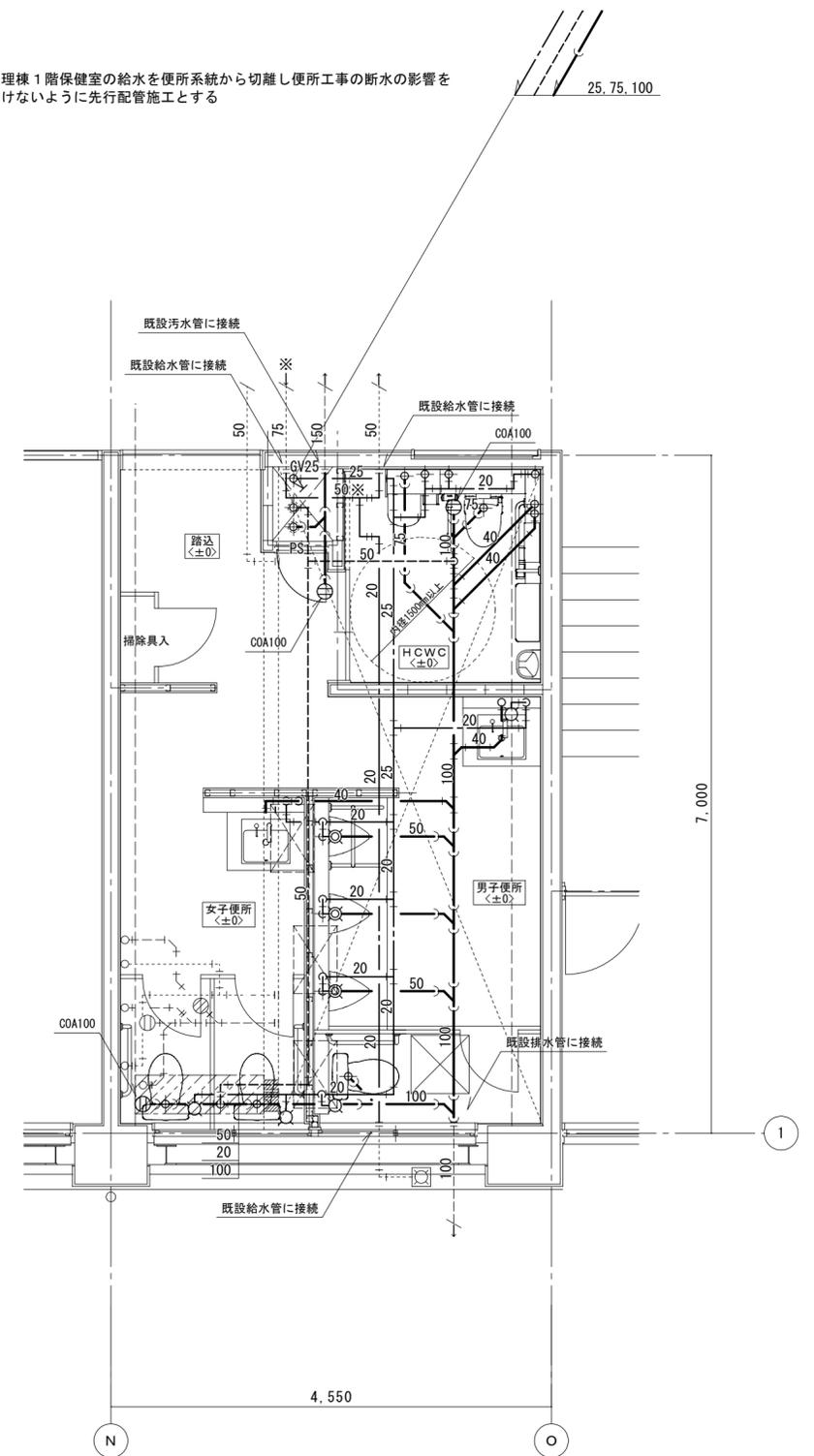
踏込	
床上掃除口 COA100	1

※器具等接続配管用スラブはつり補修は本工事とする  
 ※梁貫通部は既設穴を使用のこと  
 ※洗面カウンター、洗面器及び化粧鏡は建築工事とし  
 配管接続は本工事とする  
 ※手すり、ベビーチェアは建築工事とする

配管貫通口はつり補修リスト

用途	貫通口径 (mm)	コンクリート厚さ (mm)	数量
給水管 20A	50	120~150	9
排水管 40A	75	120~150	4
排水管 50, 65A	100	120~150	4
排水管 75A	125	120~150	3
排水管100A	150	120~150	3

※ 管理棟1階保健室の給水を便所系統から分離し便所工事の断水の影響を受けないように先行配管施工とする



1階男女便所平面詳細図 1/50  
 <改修後>

徳島県土整備部管轄課

●工事名 R6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管

●図面番号 P-21

●図面名 衛生設備 1階便所平面詳細図(既設・改修後)

●縮尺 1/50

株式会社 平島弘之+ TEAM28  
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第152422号 廣山仁志

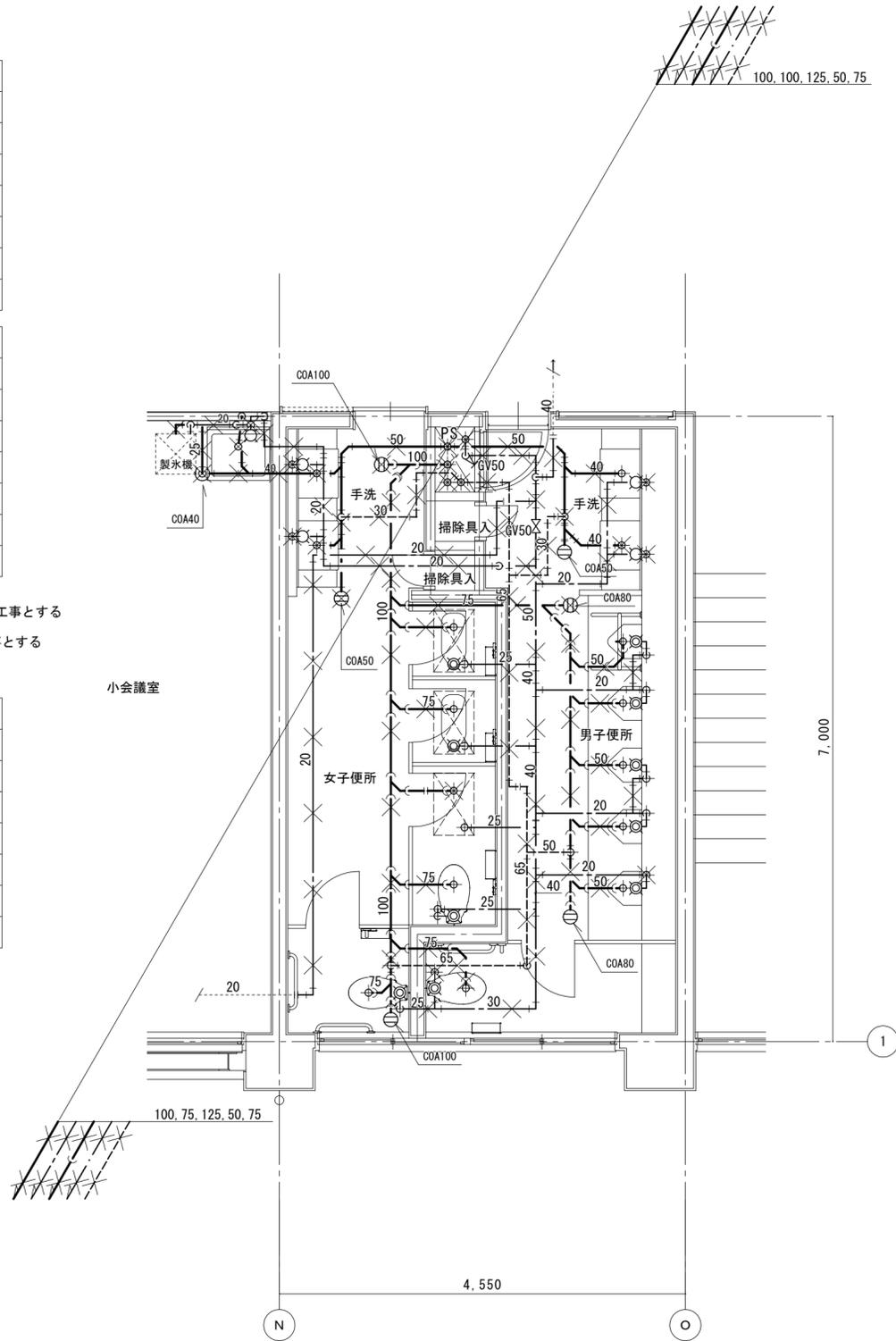
器具撤去

男子便所	
洋風大便器(洗浄弁), 紙巻器	1
ストール小便器(洗浄弁)	5
床上掃除口 COA 50	1
床上掃除口 COA 80	2

女子便所	
和風大便器用洗浄弁, 紙巻器	2
洋風大便器(洗浄弁), 紙巻器	2
トイレ用擬音装置	4
床上掃除口 COA 50	1
床上掃除口 COA100	2

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと  
 ※洗面カウンター及び洗面器、化粧鏡撤去は建築工事とする  
 ※手すり撤去は建築工事とする  
 ※和風大便器撤去及び開口穴補修は建築工事とする  
 ※配管撤去後不要となる穴等は補修のこと

小会議室	
横水栓13A	1
床上掃除口 COA 40	1



2階男女便所平面詳細図 1/50

<既設>

器具表

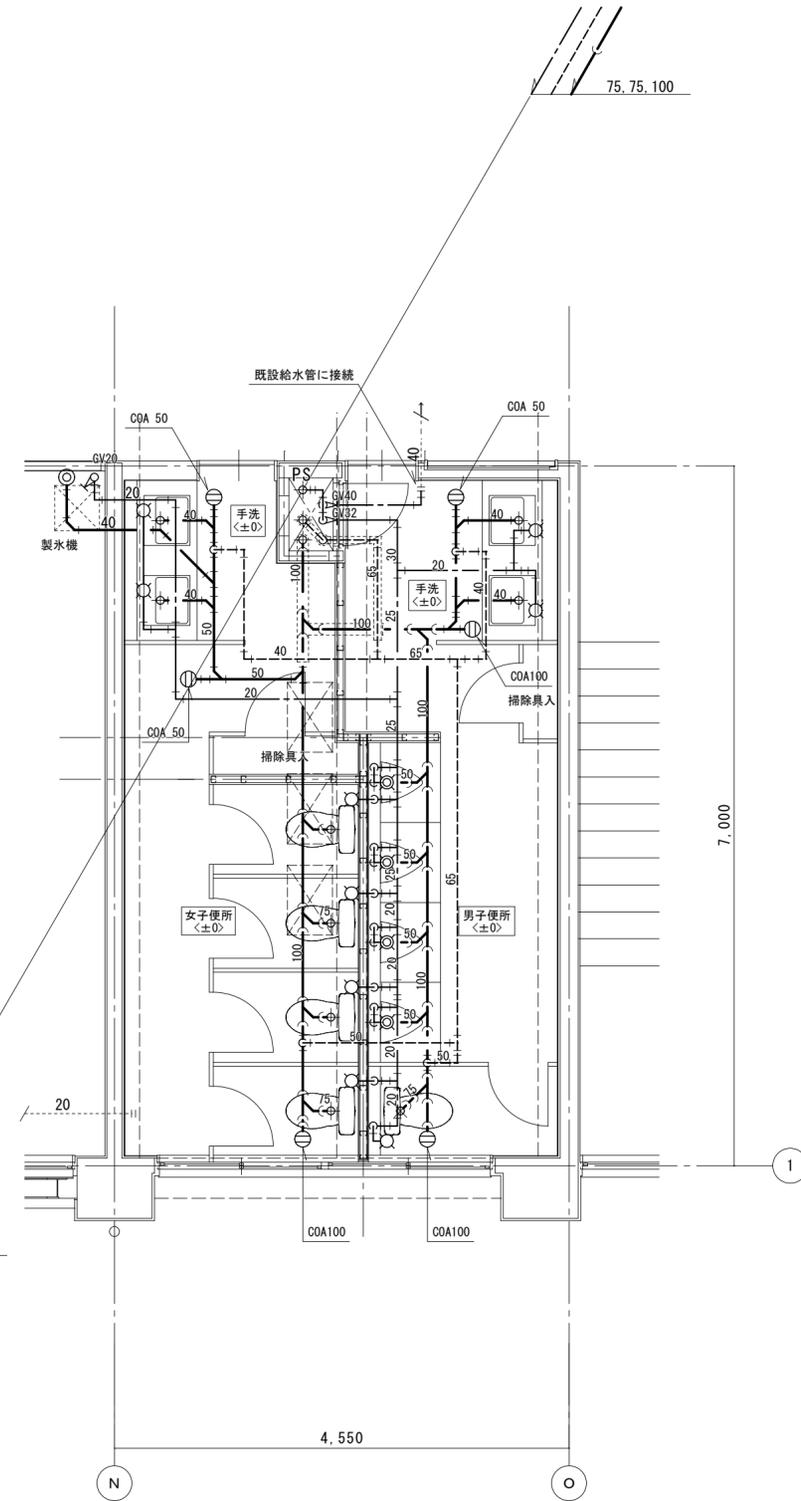
男子便所	
洋風大便器(1)	1
自動洗浄小便器	4
洗面カウンター(洗面器2連)	(1)
化粧鏡	(1)
床上掃除口 COA 50	1
床上掃除口 COA100	2

女子便所	
洋風大便器(2)	4
洗面カウンター(洗面器2連)	(1)
化粧鏡	(1)
床上掃除口 COA 50	2
床上掃除口 COA100	1

※器具等接続配管用スラブはつり補修は本工事とする  
 ※梁貫通部は既設穴を使用のこと  
 ※洗面カウンター、洗面器及び化粧鏡は建築工事とし  
 配管接続は本工事とする  
 ※.....範囲の配管は耐火二層管(FDP)とする

配管貫通口はつり補修リスト

用途	貫通口径 (mm)	コンクリート厚さ (mm)	数量
給水管 20A	50	120~150	14
排水管 40A	75	120~150	5
排水管 50, 65A	100	120~150	7
排水管 75A	125	120~150	5
排水管100A	150	120~150	3



2階男女便所平面詳細図 1/50

<改修後>

徳島県土整備部営繕課

●工事名  
R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事  
●図面名  
衛生設備 2階便所平面詳細図<既設・改修後>

●図面番号  
P-22  
●縮尺  
1/50

株式会社 平島弘之+ TEAM28  
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

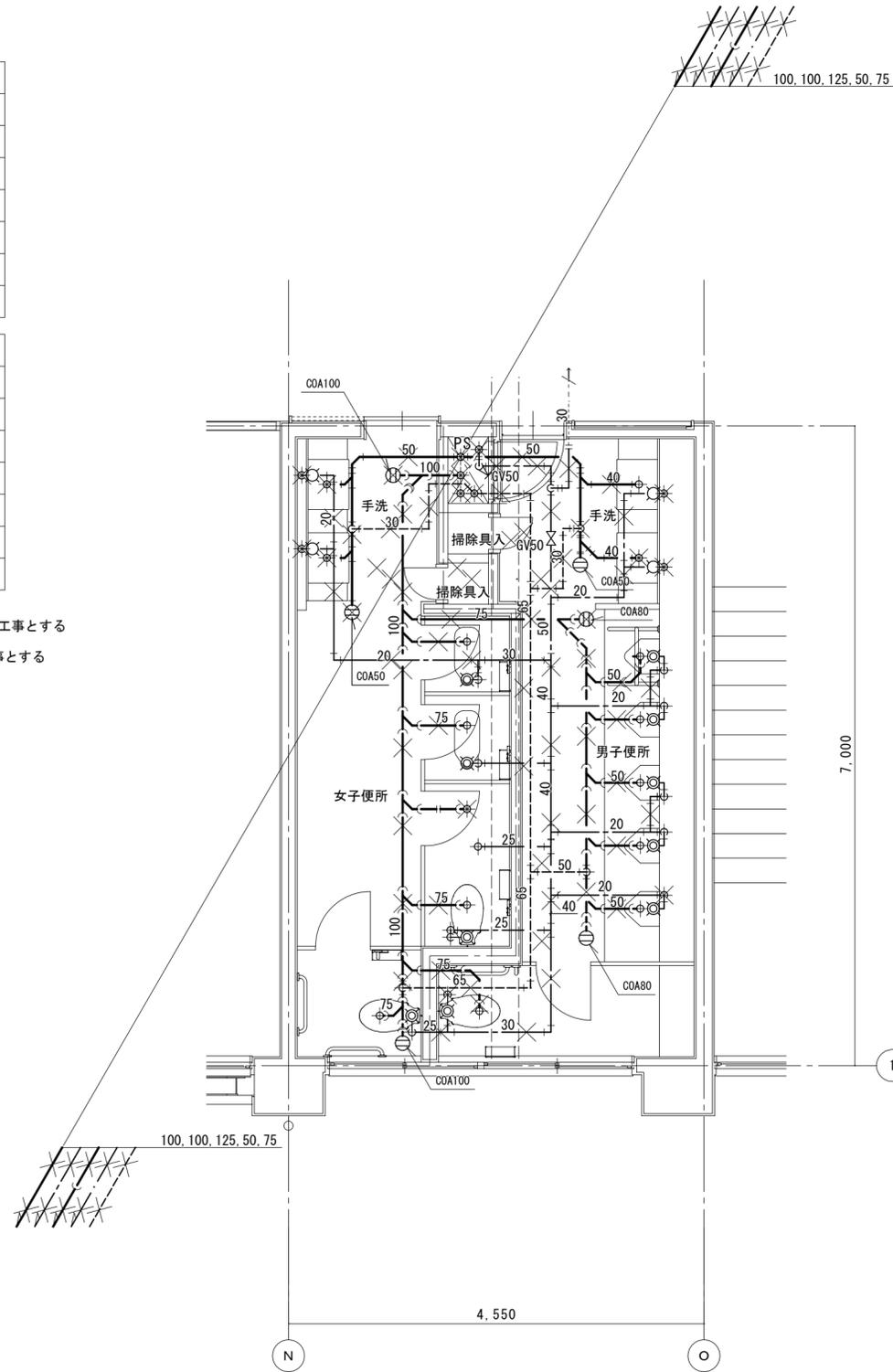
一級建築士 第 152422 号 廣山仁志

器具撤去

男子便所	
洋風大便器(洗浄弁), 紙巻器	1
ストール小便器(洗浄弁)	5
床上掃除口 COA 50	1
床上掃除口 COA 80	2

女子便所	
和風大便器用洗浄弁, 紙巻器	2
洋風大便器(洗浄弁), 紙巻器	2
トイレ用擬音装置	4
床上掃除口 COA 50	1
床上掃除口 COA100	2

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと  
 ※洗面カウンター及び洗面器、化粧鏡撤去は建築工事とする  
 ※手すり撤去は建築工事とする  
 ※和風大便器撤去及び開口穴補修は建築工事とする  
 ※配管撤去後不要となる穴等は補修のこと



3,4階男女便所平面詳細図 1/50

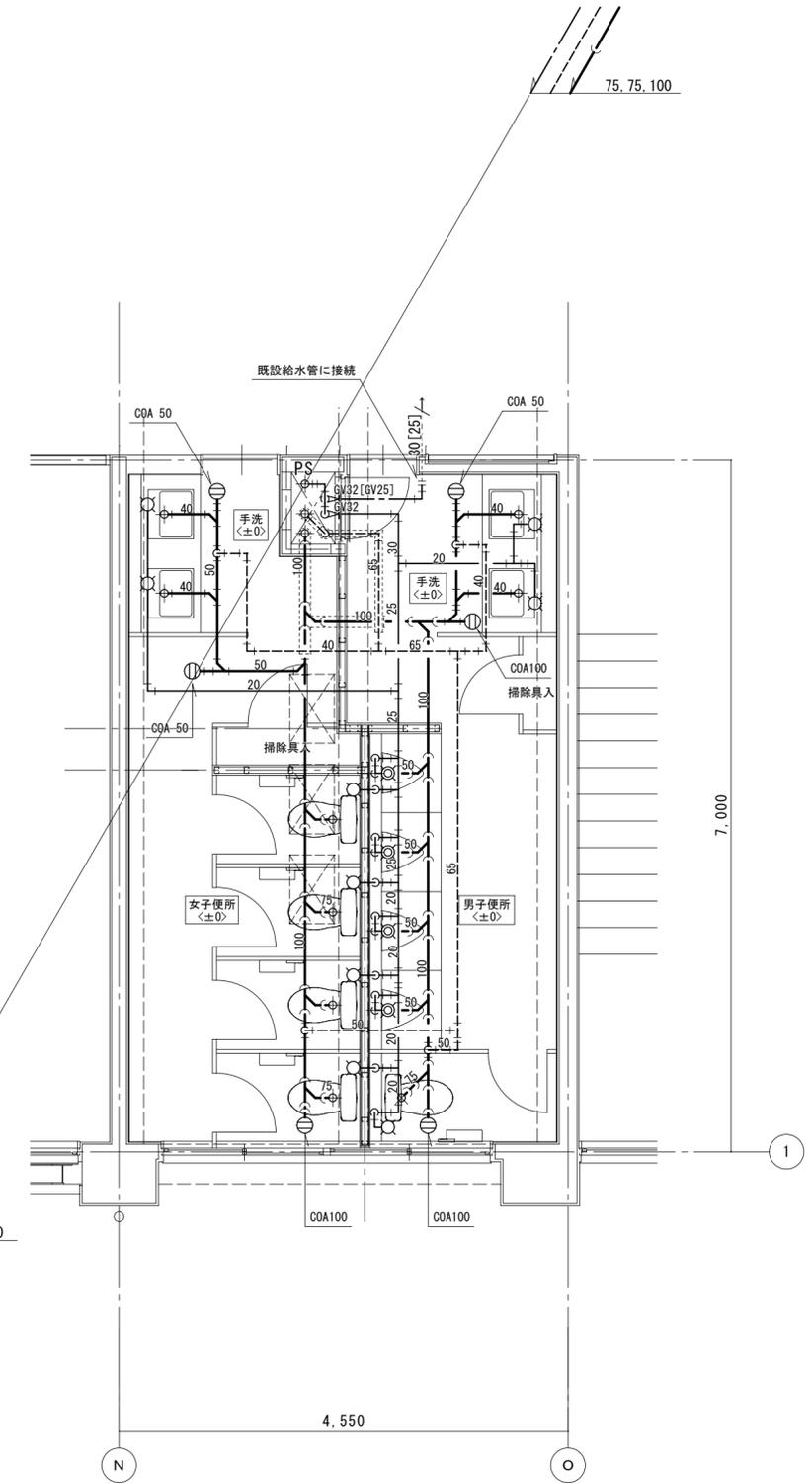
<既設>

器具表

男子便所	
洋風大便器(3)	1
自動洗浄小便器	4
トイレ用擬音装置	1
洗面カウンター(洗面器2連)	(1)
化粧鏡	(1)
床上掃除口 COA 50	1
床上掃除口 COA100	2

女子便所	
洋風大便器(4)	4
トイレ用擬音装置	4
洗面カウンター(洗面器2連)	(1)
化粧鏡	(1)
床上掃除口 COA 50	2
床上掃除口 COA100	1

※器具等接続配管用スラブはつり補修は本工事とする  
 ※梁貫通部は既設穴を使用のこと  
 ※洗面カウンター、洗面器及び化粧鏡は建築工事とし  
 配管接続は本工事とする  
 ※図中[ ]内は4階便所を示す  
 ※[ ]範囲の配管は耐火二層管(FDP)とする



3,4階男女便所平面詳細図 1/50

<改修後>

配管貫通口はつり補修リスト

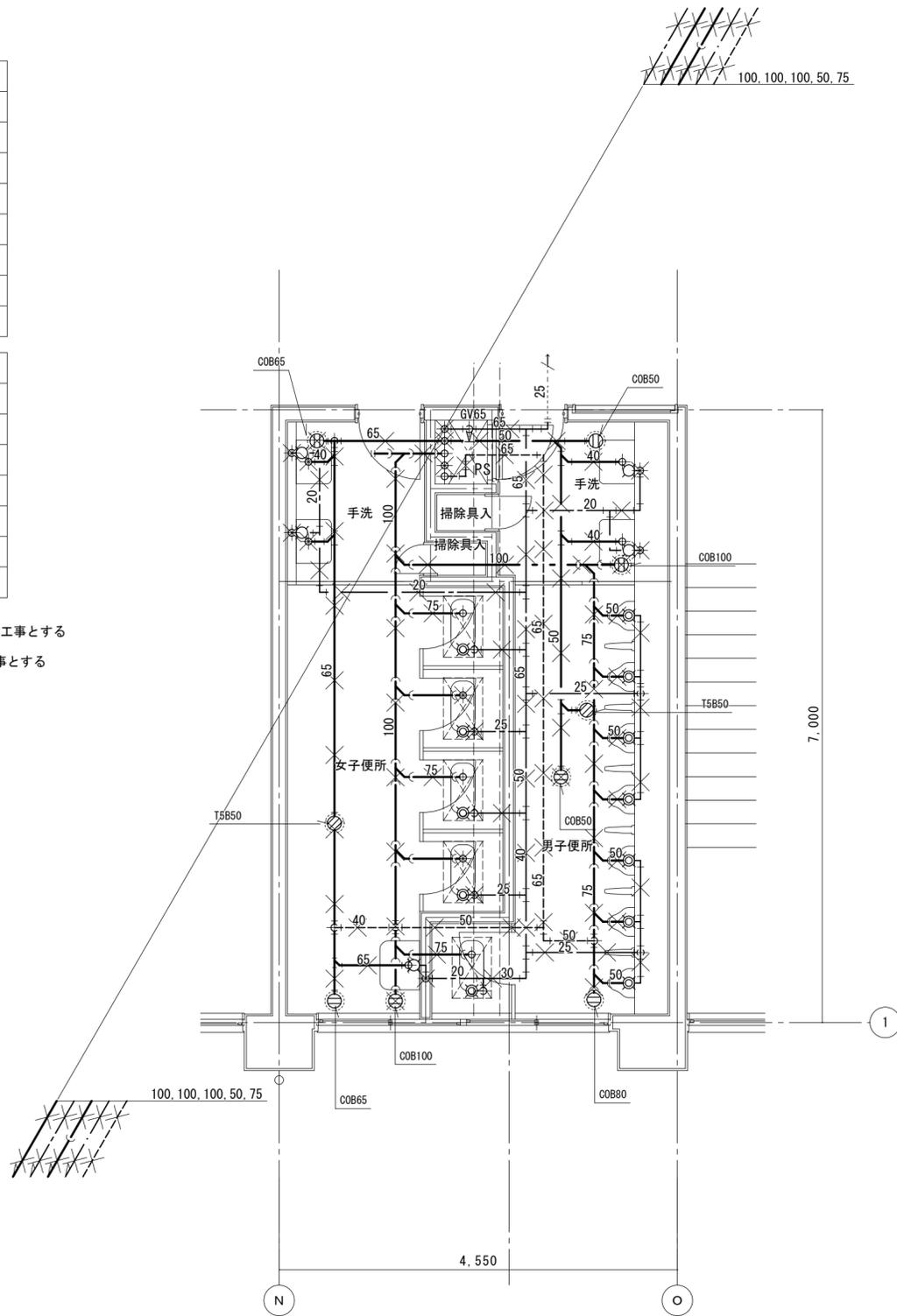
用途	貫通口径 (mm)	コンクリート厚さ (mm)	数量
給水管 20A	50	120~150	13
排水管 40A	75	120~150	4
排水管 50, 65A	100	120~150	7
排水管 75A	125	120~150	5
排水管100A	150	120~150	3

器具撤去

男子便所		
和風大便器用洗浄弁, 紙巻器	1	
壁掛小便器(洗浄弁)	7	
陶器製仕切板	6	
壁掛洗面器	2	
床排水トラップ T5B 50	1	
床上掃除口 COB 50	2	
床上掃除口 COB 80	1	
床上掃除口 COB100	1	

女子便所		
和風大便器用洗浄弁, 紙巻器	4	
壁掛洗面器	2	
掃除流し	1	
床排水トラップ T5B 50	1	
床上掃除口 COB 65	2	
床上掃除口 COB100	1	

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと  
 ※洗面カウンター及び洗面器、化粧鏡撤去は建築工事とする  
 ※手すり撤去は建築工事とする  
 ※和風大便器撤去及び開口穴補修は建築工事とする  
 ※配管撤去後不要となる穴等は補修のこと



5階男女便所平面詳細図 1/50

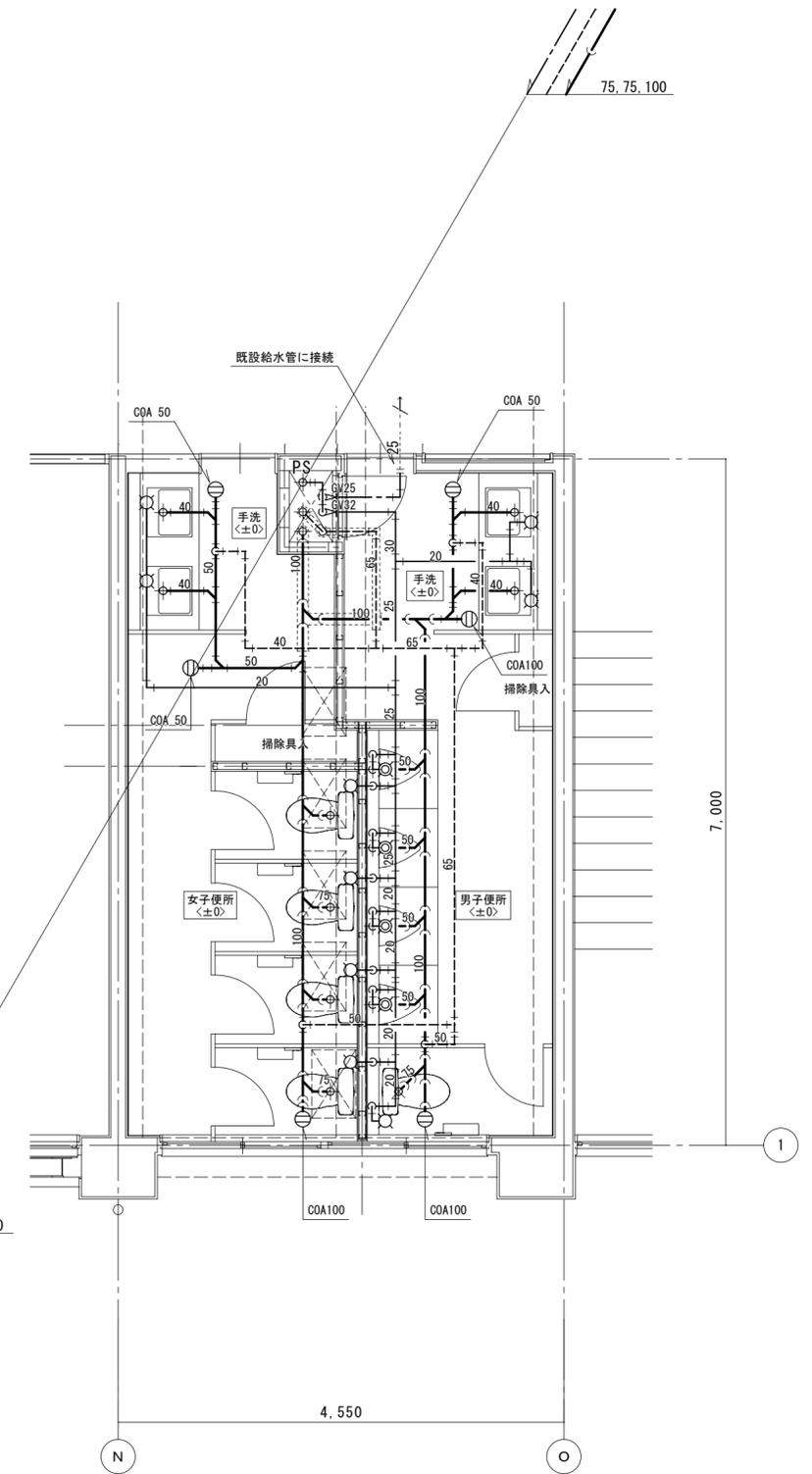
<既設>

器具表

男子便所	
洋風大便器(3)	1
自動洗浄小便器	4
トイレ用擬音装置	1
洗面カウンター(洗面器2連)	(1)
化粧鏡	(1)
床上掃除口 COA 50	1
床上掃除口 COA100	2

女子便所	
洋風大便器(4)	4
トイレ用擬音装置	4
洗面カウンター(洗面器2連)	(1)
化粧鏡	(1)
床上掃除口 COA 50	2
床上掃除口 COA100	1

※器具等接続配管用スラブはつり補修は本工事とする  
 ※梁貫通部は既設穴を使用のこと  
 ※洗面カウンター、洗面器及び化粧鏡は建築工事とし  
 配管接続は本工事とする  
 ※図中[ ]内は4階便所を示す  
 ※[ ]範囲の配管は耐火二層管(FDP)とする



5階男女便所平面詳細図 1/50

<改修後>

配管貫通口はつり補修リスト

用途	貫通口径 (mm)	コンクリート厚さ (mm)	数量
給水管 20A	50	120~150	13
排水管 40A	75	120~150	4
排水管 50, 65A	100	120~150	7
排水管 75A	125	120~150	1
排水管100A	150	120~150	3

徳島県土整備部管轄課

●工事名 R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事

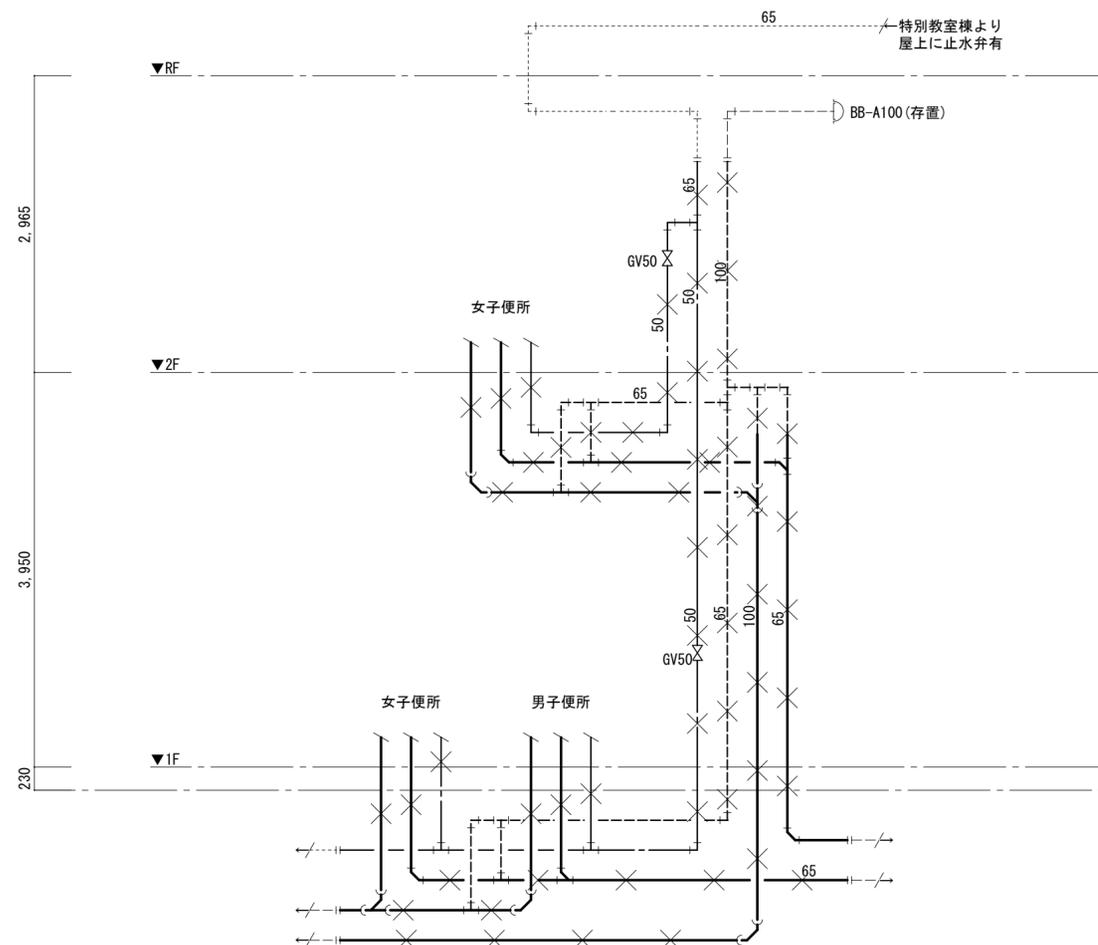
●図面番号 P-24

●図面名 衛生設備 5階便所平面詳細図(既設・改修後)

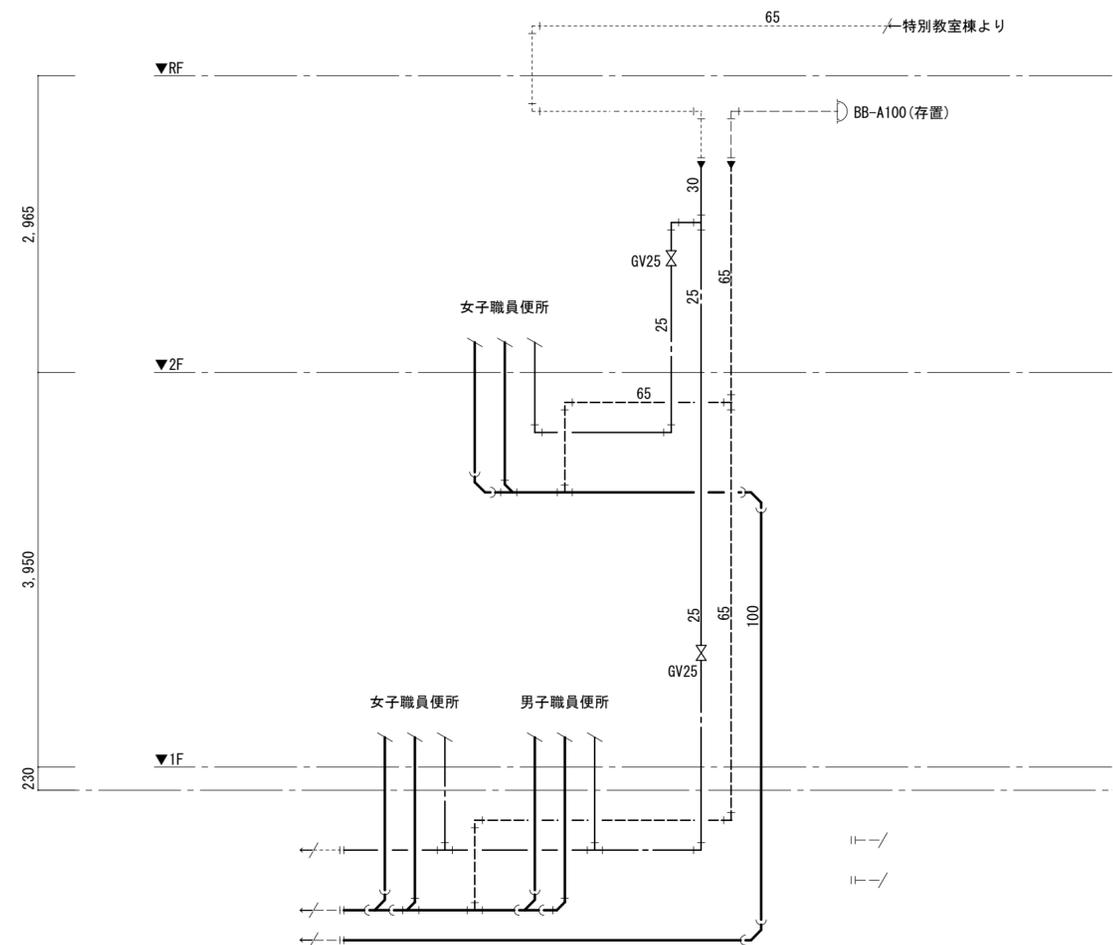
●縮尺 1/50

株式会社 平島弘之+ TEAM28  
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第15242号 廣山仁志



渡り廊下（1）便所縦管系統図  
 <既設>



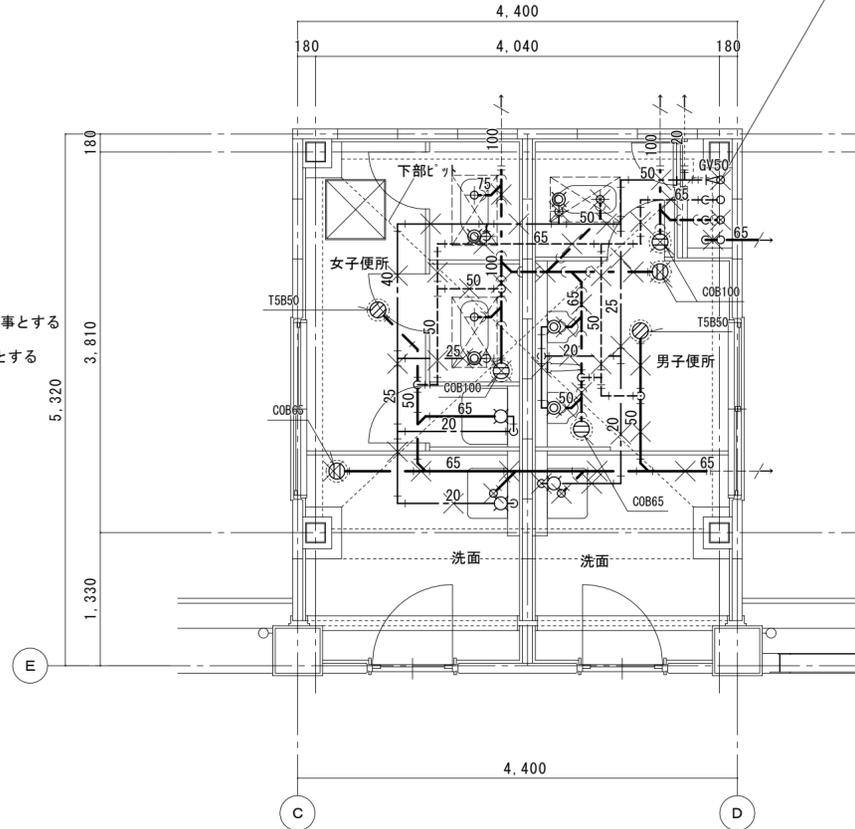
渡り廊下（1）便所縦管系統図  
 <改修後>

器具撤去

男子便所	
和風大便器用洗浄弁, 紙巻器	1
壁掛小便器(洗浄弁)	2
陶器製仕切板	1
壁掛洗面器	1
床排水トラップ T5B 50	1
床上掃除口 COB 65	1
床上掃除口 COB100	2

女子便所	
和風大便器用洗浄弁, 紙巻器	2
壁掛洗面器	1
掃除流し	1
床排水トラップ T5B 50	1
床上掃除口 COB 65	1
床上掃除口 COB100	1

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと  
 ※洗面カウンター及び洗面器、化粧鏡撤去は建築工事とする  
 ※手すり撤去は建築工事とする  
 ※和風大便器撤去及び開口穴補修は建築工事とする  
 ※配管撤去後不要となる穴等は補修のこと



1階職員便所平面詳細図 1/50

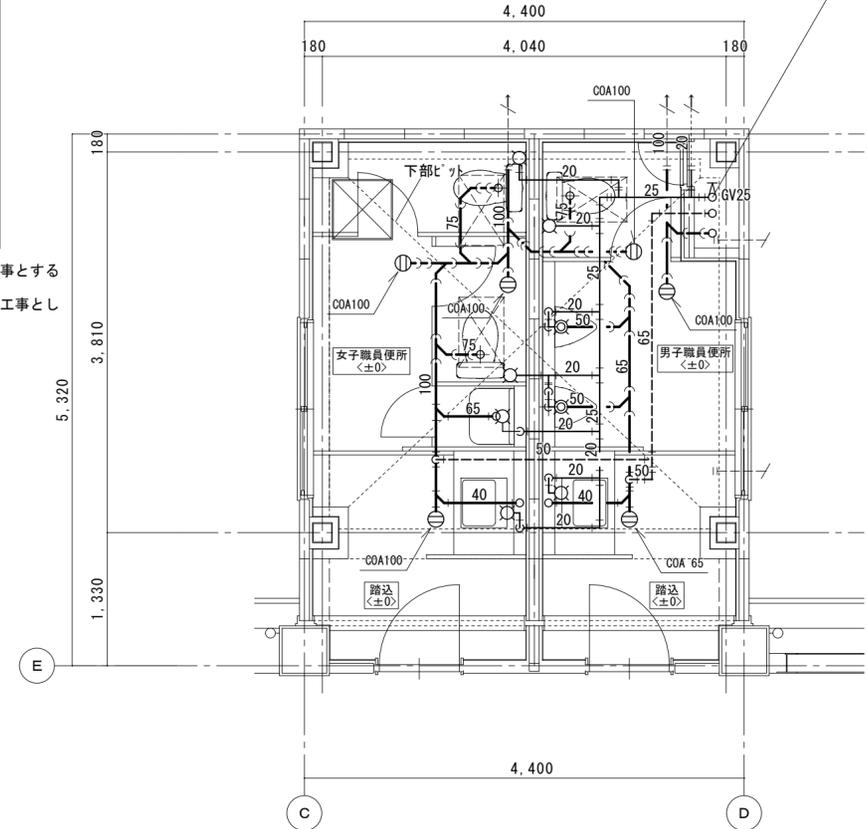
<既設>

器具表

男子便所	
洋風大便器(1)	1
自動洗浄小便器	2
洗面カウンター(洗面器1連)	(1)
化粧鏡	(1)
床上掃除口 COA 65	1
床上掃除口 COA100	2

女子便所	
洋風大便器(1)	2
洗面カウンター(洗面器1連)	(1)
化粧鏡	(1)
掃除流し	1
床上掃除口 COA100	3

※器具等接続配管用スラブはつり補修は本工事とする  
 ※梁貫通部は既設穴を使用のこと  
 ※洗面カウンター、洗面器及び化粧鏡は建築工事とし配管接続は本工事とする



1階職員便所平面詳細図 1/50

<改修後>

配管貫通口はつり補修リスト

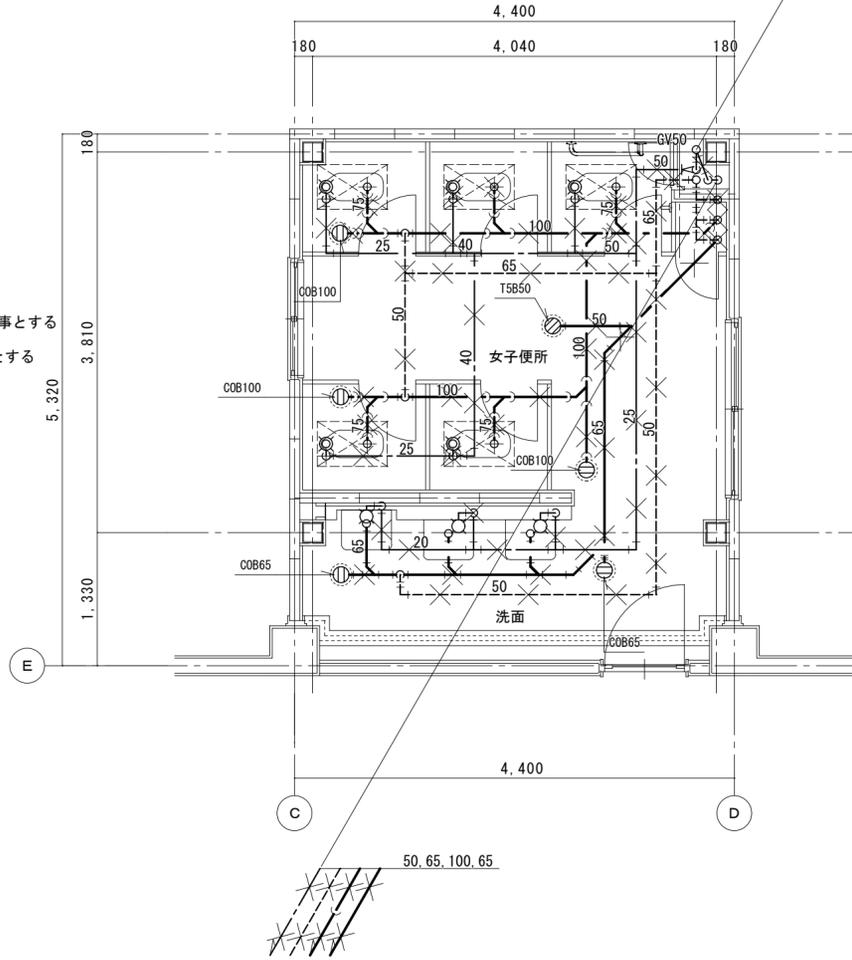
用途	貫通口径 (mm)	コンクリート厚さ (mm)	数量
給水管 20, 25A	50	200程度	9
排水管 40A	75	200程度	2
排水管 50, 65A	100	200程度	5
排水管 75A	125	200程度	-
排水管100A	150	200程度	5

器具撤去

女子便所	
和風大便器用洗浄弁, 紙巻器	5
床排水トラップ T5B 50	1
床上掃除口 COB100	3

洗面	
壁掛洗面器	2
掃除流し	1
床上掃除口 COB 65	2

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと  
 ※洗面カウンター及び洗面器、化粧鏡撤去は建築工事とする  
 ※手すり撤去は建築工事とする  
 ※和風大便器撤去及び開口穴補修は建築工事とする  
 ※配管撤去後不要となる穴等は補修のこと



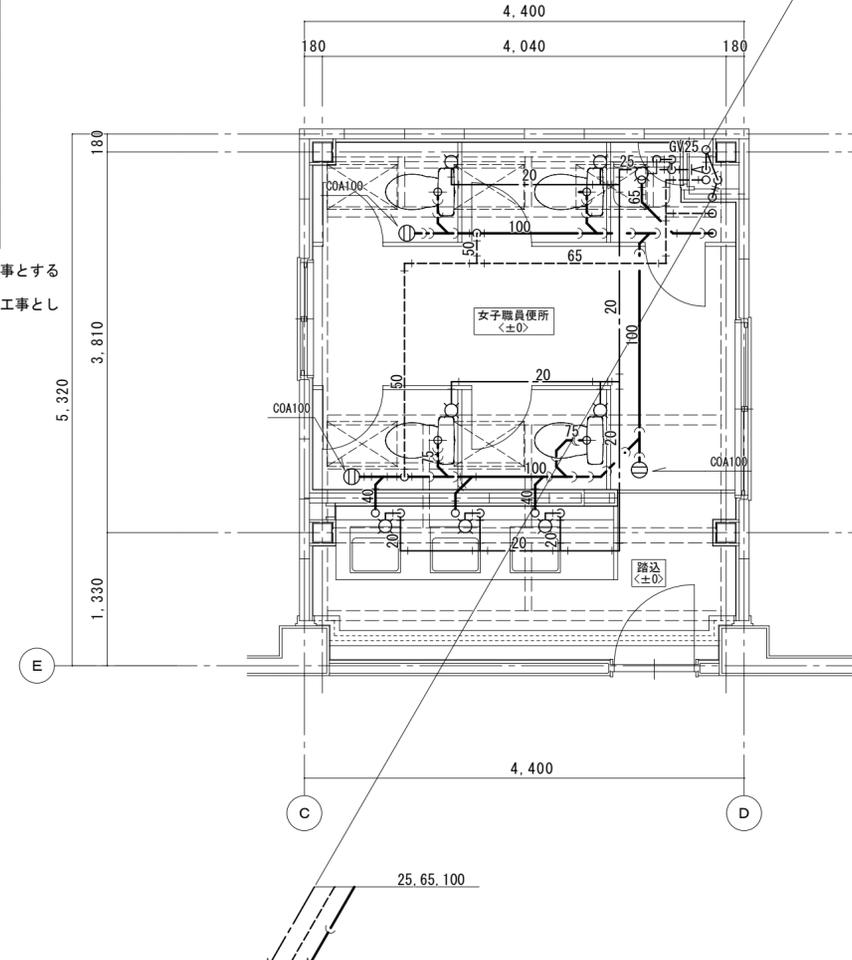
2階女子便所平面詳細図 1/50  
 <既設>

器具表

女子職員便所	
洋風大便器 (1)	4
掃除流し	1
床上掃除口 COA100	3

踏込	
洗面カウンター(洗面器3連)	(1)
化粧鏡	(1)

※器具等接続配管用スラブはつり補修は本工事とする  
 ※梁貫通部は既設穴を使用のこと  
 ※洗面カウンター、洗面器及び化粧鏡は建築工事とし  
 配管接続は本工事とする



2階女子便所平面詳細図 1/50  
 <改修後>

配管貫通口はつり補修リスト

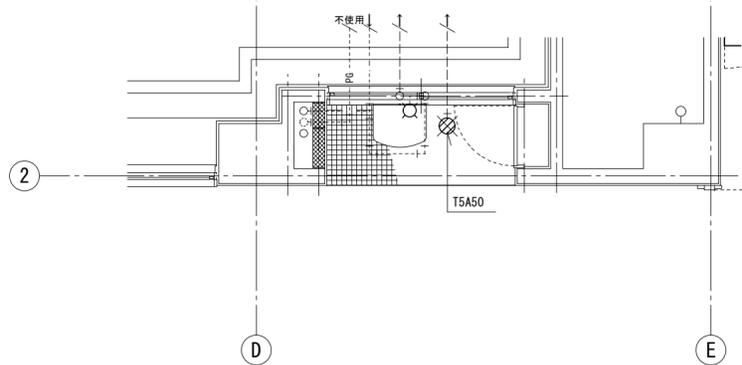
用途	貫通口径 (mm)	コンクリート厚さ (mm)	数量
給水管 20A	50	200程度	8
排水管 40A	75	200程度	3
排水管 50, 65A	100	200程度	-
排水管 75A	125	200程度	3
排水管100A	150	200程度	3

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事管	●図面番号 P-27
	●図面名 衛生設備 渡り廊下 (1) 2階便所平面詳細図<既設・改修後>	●縮尺 1/50

株式会社 平島弘之+ TEAM28  
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES  
 〒790-0001 徳島県徳島市東山 1-1-1 東山ビル 101号  
 TEL 087-833-1111 FAX 087-833-1112

器具撤去

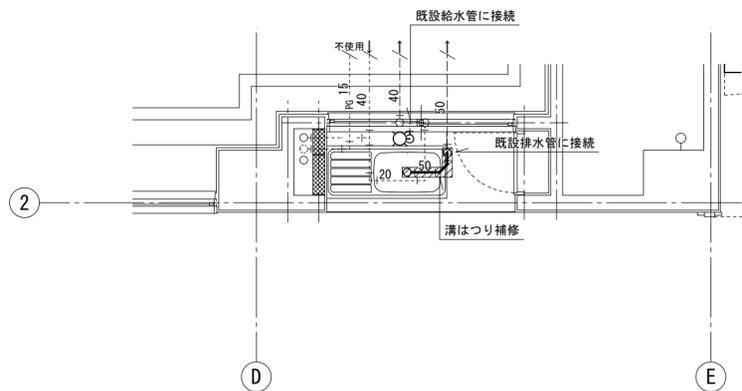
大会議室	
壁掛洗面器	1
床排水トラップ T5A 50	1



1階大会議室平面詳細図 1/50  
<既設>

器具新設

大会議室	
立水栓	1



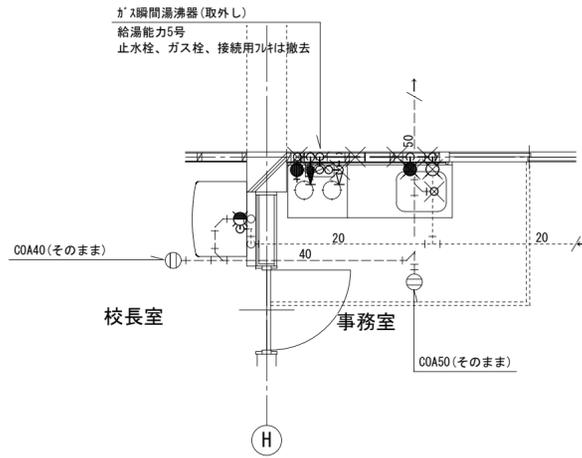
1階大会議室平面詳細図 1/50  
<改修後>

器具撤去

校長室	
洗面化粧台 間口750 混合水栓	1

器具撤去

事務室	
横水栓13A	2
ガス栓	1



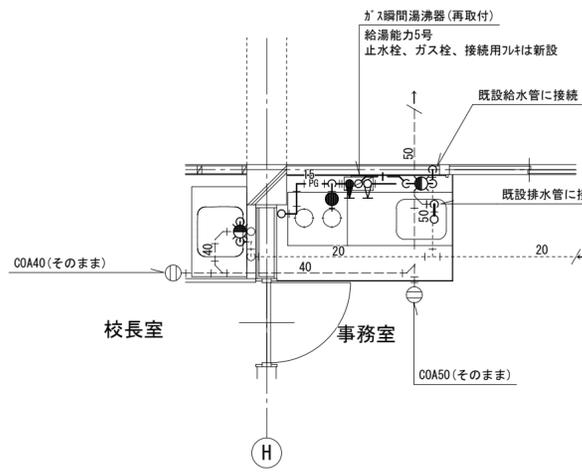
1階校長室、事務室平面詳細図 1/50  
<既設>

器具新設

校長室	
洗面化粧台	1

器具新設

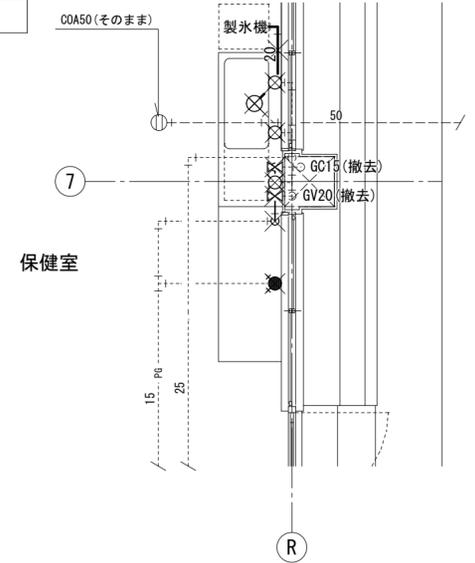
事務室	
シングルレバー混合栓	1
ガス栓	1



1階校長室、事務室平面詳細図 1/50  
<改修後>

器具撤去

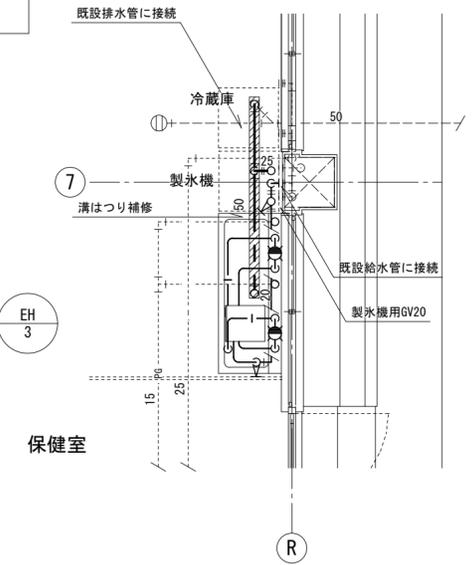
保健室	
立水栓13A	3
流し排水トラップ T14BP 50	1
ニロヒューズガス栓	1



1階保健室平面詳細図 1/50  
<既設>

器具新設

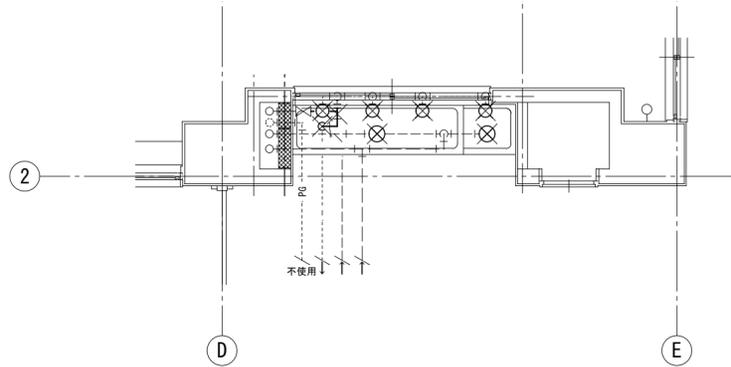
保健室	
シングルレバー混合栓	2



1階保健室平面詳細図 1/50  
<改修後>

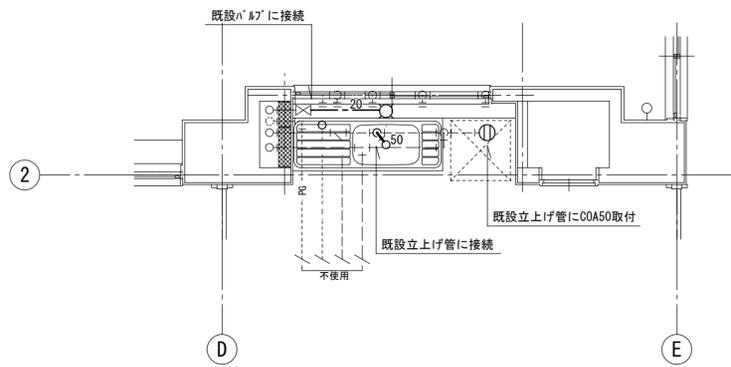
器具撤去

廊下手洗い	
横水栓13A	4
流し排水トラップ T14BP 50	1
床排水トラップ TSbt 50	1



器具新設

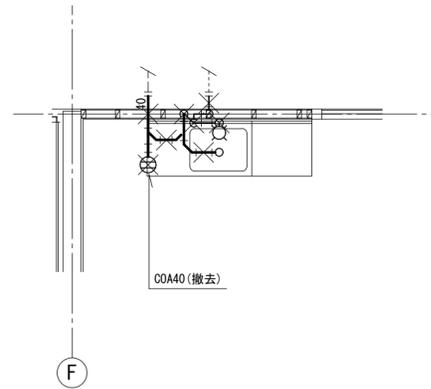
廊下	
立水栓13A	1
床上掃除口 COA 50	1



2階進路応接室前廊下平面詳細図 1/50  
<改修後>

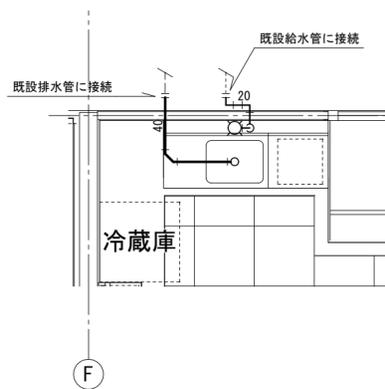
器具撤去

全日制職員室	
横水栓13A	1
床上掃除口 COA40	1



器具新設

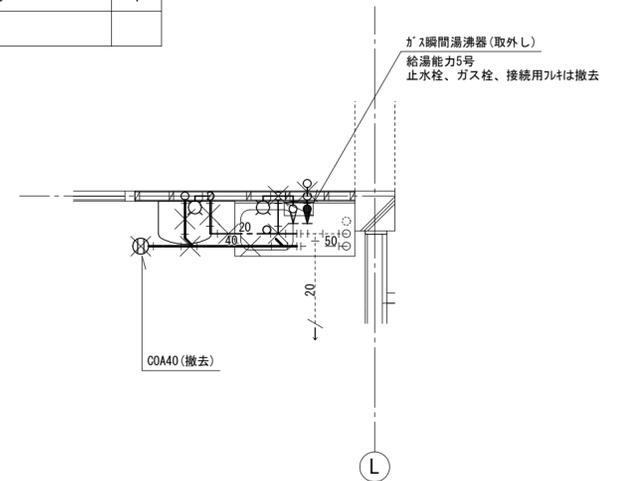
全日制職員室	
立水栓13A	1



2階全日制職員室西側流し平面詳細図 1/50  
<改修後>

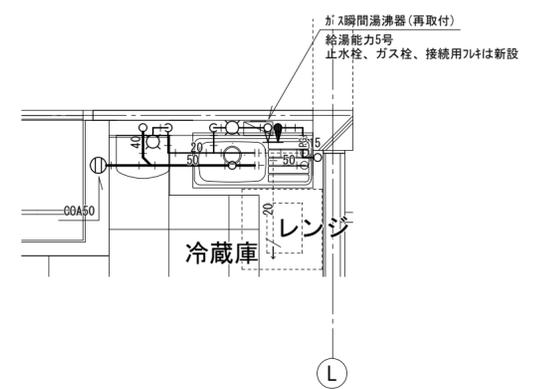
器具撤去

全日制職員室	
壁掛洗面器	1
化粧棚	1
横水栓13A	1
床上掃除口 COA40	1



器具新設

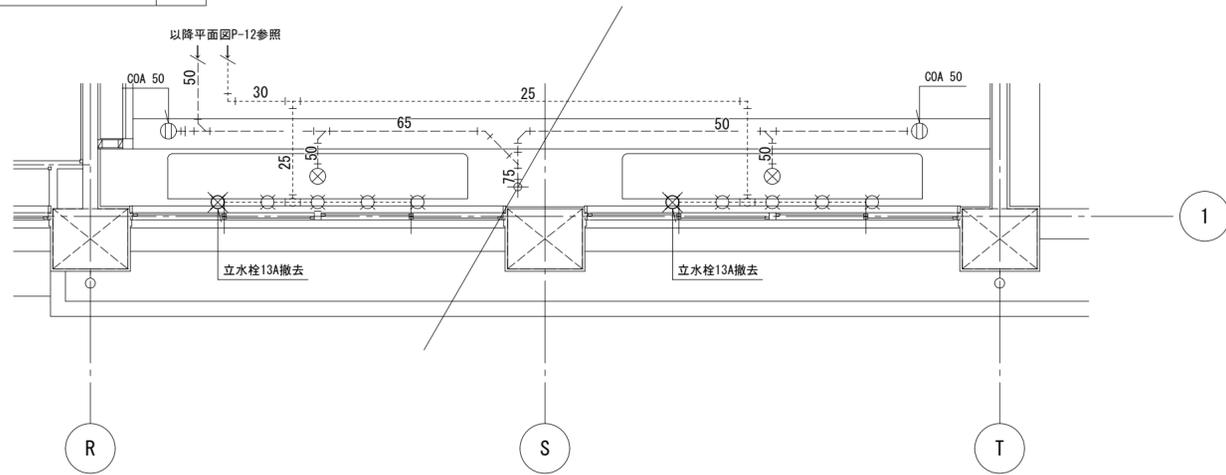
全日制職員室	
壁掛洗面器	1
立水栓13A	1
床上掃除口 COA50	1



2階全日制職員室東側流し平面詳細図 1/50  
<改修後>

器具撤去

書道教室	
立水栓13A	2

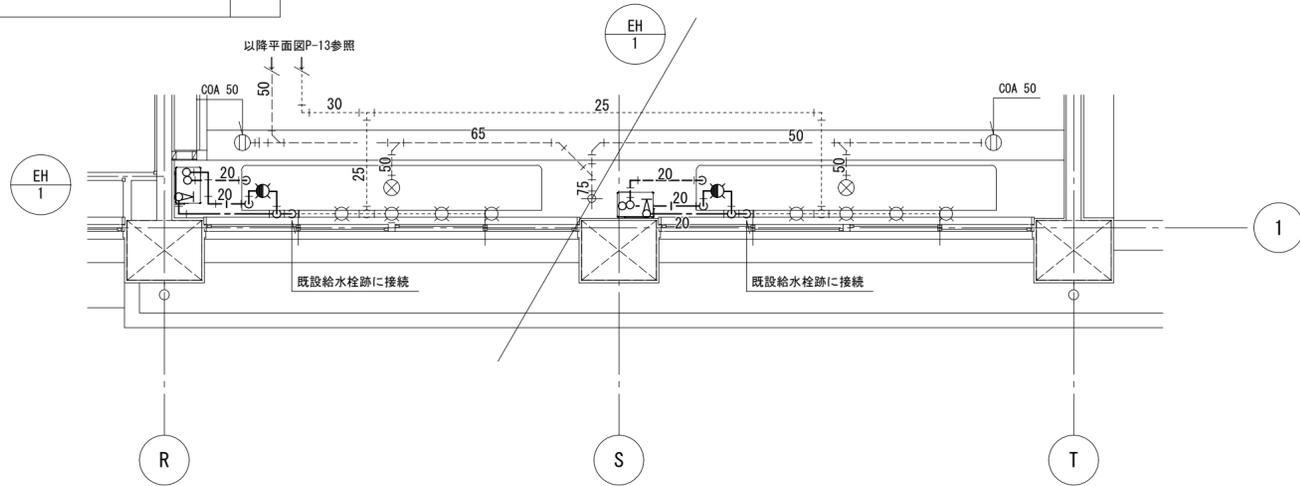


2階書道教室平面詳細図 1/50

<既設>

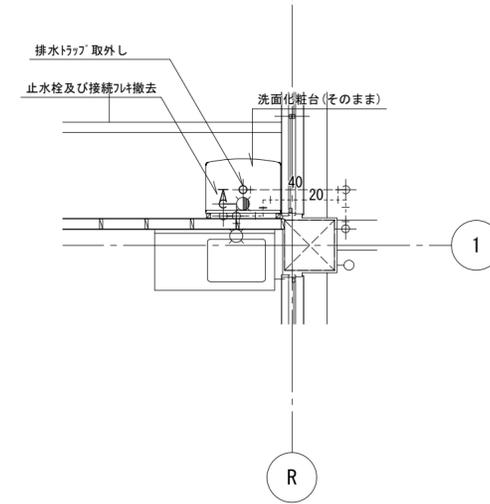
器具新設

書道教室	
温水器専用ソグ'ルバ'-混合栓	2



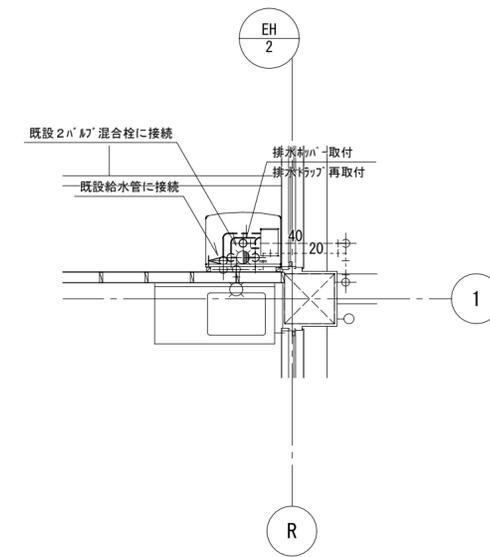
2階書道教室平面詳細図 1/50

<改修後>



2階女子休養室平面詳細図 1/50

<既設>

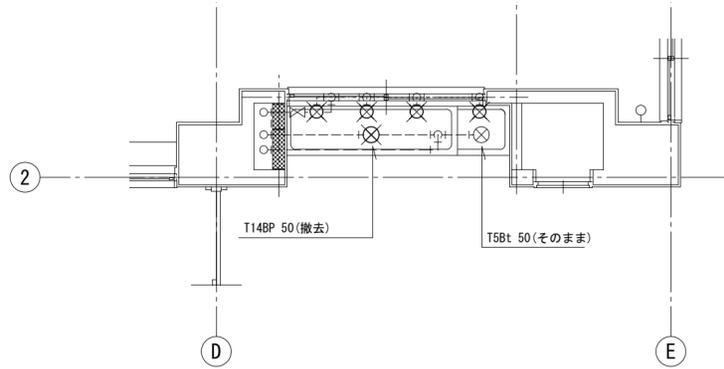


2階女子休養室平面詳細図 1/50

<改修後>

器具撤去

廊下手洗い(西)	
横水栓13A	4
流し排水トラップ T14BP 50	1

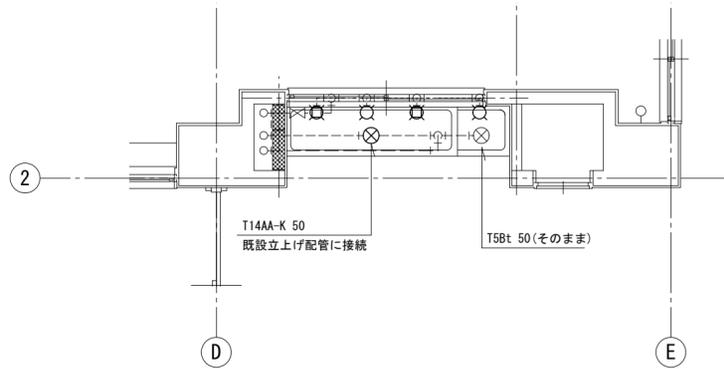


3,4階廊下手洗い(西)平面詳細図 1/50

<既設>

器具新設

廊下手洗い(西)	
壁付自動水栓(乾電池タイプ)	2
横水栓13A	2
金属製流し排水トラップ T14AA-K 50	1

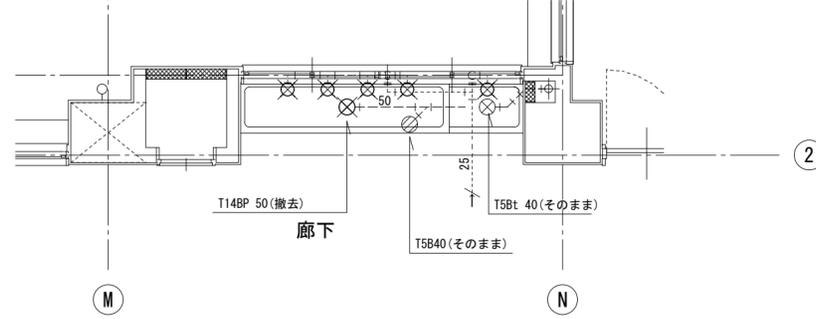


3,4階廊下手洗い(西)平面詳細図 1/50

<改修後>

器具撤去

廊下手洗い(東)	
横水栓13A	5
流し排水トラップ T14BP 50	1

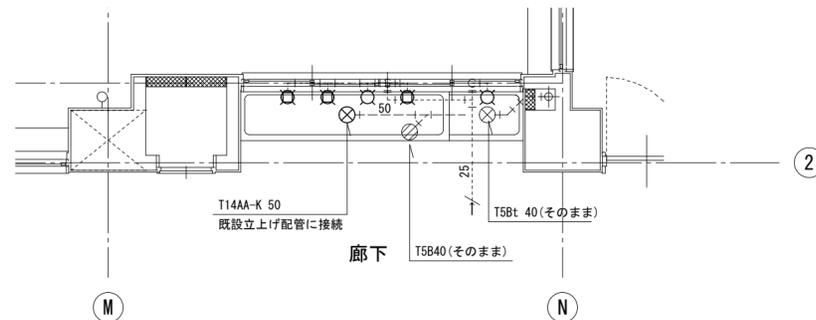


1~4階廊下手洗い(東)平面詳細図 1/50

<既設>

器具新設

廊下手洗い(東)	
壁付自動水栓(乾電池タイプ)	3
横水栓13A	2
金属製流し排水トラップ T14AA-K 50	1



1~4階廊下手洗い(東)平面詳細図 1/50

<改修後>

給排水設備	令第112条第15項 令第129条の2の4		
-------	--------------------------	--	--

令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別			
(令第129条の2の4第1項第七号イによる場合)			
(a) 貫通部において 保温が必要な配管	(b) 貫通部において 保温が不要な配管		
<p>注(イ) 不燃材料以外の配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする。</p> <p>(ロ) 貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱落防止措置を施す。</p> <p>(ハ) 不燃材料以外のスリーブ材(紙製仮枠等)を使用した場合は、配管前に必ず取り除く。</p>			

給排水設備	令第129条の2の4		
-------	------------	--	--

配管設備の構造、覆いの有無			
---------------	--	--	--

(令第129条の2の4第1項第七号イによる場合)							
(令第129条の2の4第1項第七号ロによる場合)							
以下の表に従うものとする。							
硬質塩化ビニル管等の防火区画等の貫通							
給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	認定工法の認定番号			
				給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分			
				防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
排水管及び排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1mm 以上	61mm	61mm	61mm	61mm
			5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	61mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	90mm	61mm
	厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm
			7.0mm 以上	141mm	141mm	115mm	90mm

1) この表において、30分耐火構造、1時間耐火構造及び2時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ30分、1時間及び2時間耐える性能を有する構造をいう。

2) 給水管等が貫通する令第112条第10項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するものは、30分耐火構造とみなす。

3) 内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該管の先端を密閉してあること。

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R6 営繕 池田高等学校 三・池田 管理棟改修工事	●図面番号 P-32	
	●図面名 衛生設備 参考図	●縮尺 Non	